# 6月8日本会議再開(第2日目)

1. 出席議員 14名

西沢悦 1番議員 子 君 8番議員 玉 川 清 史 君 2 小宮山 定 彦 君 滝 沢 幸 映 君 9 IJ 倉 峻 君 君 3 IJ Ш 城 1 0 IJ 朝 玉 勝 吉川 4 袮 津 明 子 君 1 1 まゆみ 君 中 島 1 2 塩野入 君 5 IJ 新 君 IJ 猛 君 中 嶋 君 6 IJ 大日向 進 也 1 3 IJ 登 君 7 IJ 栗田 隆 1 4 IJ 大 森 茂彦 君

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 長 君 副 町 宮 﨑 義 也 長 守 君 教 育 清 水 管 者 会 計 理 池 上 浩 君 総 務 課 長 柳 澤 博 君 企画政策課長 臼 井洋 君 住民環境課長 関 貞 巳 君 福祉健康課長 伊 達 博 E 君 商工農林課長 竹 内 祐 君 建 設 課 長 大 井 裕 君 教育文化課長 堀 内 弘 達 君 収納対策推進幹 長 崎 麻 子 君 まち創生推進室長 柳 澤 英 明 君 務課長補佐 瀬 下 幸 君 務 係 長 総 務課長補佐政係 長 細 田 美 香 君 企画政策課長補佐 宮 下 佑 耶 君 企画調整係長 保健センター所長 竹 内 優 子 君 子ども支援室長 海 子 鳴 聡 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 北村 一 朗 君 議会書 記 宮崎 あかね 君

5. 開 議 午前 9時00分

### 6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) これからの教育のあり方についてほか 栗田隆議員

(2) 町の新型コロナウイルス感染症の対策についてほか 大森茂彦議員

(3) 新型コロナウイルス禍を乗り越えるためにほか 滝沢 幸 映 議員

(4) 新型コロナウイルスについてほか

中 嶋 登 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(西沢さん) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、 これを許可してあります。

ここで福祉健康課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福祉健康課長(伊達君) おはようございます。

大変貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

去る6月1日令和2年6月定例会初日の本会議におきましてご報告をいたしました専決処分事項のうち、「専決第16号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例」に関する質疑におきまして、大森議員さんから国民健康保険の傷病手当金について、「個人事業主の家族が従事している場合白色申告は対応されず、青色申告でなければいけないか」とのご質問に対し、私から「青色事業専従者ということで給与の支払いを受けている方については含まれると解釈されている」とのお答えをしましたが、確認いたしましたところ白色事業専従者も含まれるとのことでございます。確認不足で大変申し訳ありません。お詫びを申し上げますとともに、「白色事業専従者も含まれる」ことを答弁に加えていただきたく、訂正のお願いを申し上げます。

議長(西沢さん) お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり答弁を訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(西沢さん)** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

**議長(西沢さん)** 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含め

て1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁される ようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に7番 栗田 隆君の質問を許します。

**7番(栗田君)** このコロナウイルスのことで、学校のほうが2か月以上の休校になりました。それで皆さんも、住んでいる地域によって違うとは思うんですけれども、少なくともこの長野県のここで住んでいて、その2か月間ずっと休校ということもありますし、それから皆さんの中にいろいろな国の対策、町の対策、それに対しての強い、私は違和感を感じているわけですけれども、皆さんのほうは、いやこれでいい当然である、というふうに考えるかもしれませんし、それは人それぞれのご意見があると思います。ただ私のほうの違和感のほうをちょっと説明させていただいて、それから町の休校、それからこれからの学校教育の在り方についての具体的な質問に移りたいと思います。

まず私が一番最初に非常に違和感を持っているのは、その8割活動を制限せよという要請が国 のほうからあって、その8割なんかできっこないじゃないかみたいな話もあったんですけれど、 8割活動を削減するということは、要するに自分の活動は普段の20%にしろということになる わけです。5分の1に減らせと、活動がです。だけどこれ難しいことをいうまでもなく、自分だ けがそれをやるわけじゃなくて相手もそれをやるわけで、そうすると20%で相手もいることで すから、それの2乗になるわけで、そうすると0.2掛ける0.2の0.04、つまり4%の活 動ということになるわけですね。そうするとこの役場で考えると25分の1ですから、1か月に 1日会社やればいいと。あとはテレワークだなんだという形でやるということになります。学校 のほうも1か月に1日だけやればいいという、そういう理屈になるわけです。だけど、そこのと ころちょっともうちょっと真面目に考えると、6割削減した場合4割の活動が許されるとすると、 0. 4の2乗ということになりますから、16%の活動に抑えられるわけで、そうするというと 8割削減というのはどういうつもりで政府が言ったか分かりませんけれども、実は8割6分、ま あ8割4分ですか、16%の活動に抑えられるということになります。0.4掛ける0.4で0. 16と。そうなるというと6割で十分に達成できたはずなわけです。まあ国のほうがどういうつ もりで8割というようなことを言い出したのか分かりませんけれども、そうするというと学校の 休校だけを取り上げてみても、6割から5割、つまり2日に1回は学校やってても国の基準はち ゃんとクリアできているんじゃないかという計算になるわけです。そこのところが、まるっきり 2か月以上休んじゃった、特にちょっとおかしいんじゃないかと思ったのは5月の連休の後も引 き続き5月いっぱいになったという。その辺は、行政のほうもそれから教育委員会のほうも、国 からそう言われているのにやって、もし感染者でも出たらどうするんだと、大問題になるじゃな いかということでやられたんだと思うんですけれども、やはりそこんところ計算上2日に1回は

授業やってもおかしくなかった、だから低学年、小学校で言えば、低学年月・水・金、高学年火・木・土というようなものも考えられたんじゃないかと。こういうことについては、今後第2波、第3波、あるいは来年必ずこういうものが発生した場合、また第2波、第3波というのは必ず来るわけで、2003年に出たSARSですけども、あれだけは1回だけで終わっちゃいました。だけど、普通のインフルエンザとかかなり強力な、強い、皆さんでいえば風邪ですから、その強い風邪の菌がここ1回でもう終わっちゃうということはあり得ませんので、次回から第2波が来たときには今言ったような計算もしっかりちょっと考慮に入れてもらいたいと。

それと次に、非常に違和感があったのは、いわゆる実効再生産数という値です。実効再生産数 というのは、1人が何人にうつすかということが問題になるわけです。で、1人が2人にうつし ていけば指数関数的に感染は広がるということですけれども、国会で専門家委員の座長さん、副 座長さんかが感染者数なんて分らんと、出てきた感染者数の10倍か20倍かいるかそんなこと は分かるわけないでしょってなことを国会の場で言ったわけです。そうするというと、そのいわ ゆる実効再生産数という、これ計算式がちゃんとあって、微分方程式で出てくるわけですけれど も、それというのはしっかりとした感染者数というのが分からなければ、この微分方程式は立て ようがないわけです。しかも、初期条件とか、いろいろな要素が加味されますし、特に日本の場 合なんかだと西洋とは違って、会ったら必ず抱き合って別れるとかそんなことは一切日本人とい うのはしないし、一番大きいのは靴をちゃんと脱いで家に上がるとか、そういうことをこの微分 方程式の中に取り入れているのかいないのかということも全く分からないまんま、2.5人、 1人が2.5人にうつすだ、1.7だ、それをどこまで減らせだ、それで最後には感染者数そん なものは分かりません。一体何言っているのっていう感じですよね。だからその辺も、もうちょ っと何ていうんですか、そんなに難しい計算式で出るわけではないんで、第2波が来たような場 合には、そこももうちょっと考慮していかないと、また今回のように非常に教育の機会が2か月 も失われるということは、小学校1年生とか中学1年生になった子なんか2か月遅れちゃうとい うことは、もう大変訳分からなくなるわけですよね。それがマイナス面ではあるわけですけど、 そこから私のほうで具体的に一体この2か月間で、非常に学校教育のほうが遅れたということ、 それに対してどのような認識を持っておられるか、それからそれに対してどういう対策をするの か、そういうことをまず一番最初に(イ)でお聞きしたい。

次に(ロ)として、学校に行けなかったからといって勉強が全然しなかったわけじゃなくて、中学なり小学校なり非常に先生方のご努力があって、いわゆるリモート教育というようなことで ICTを使うとか、そういう学校に来なくてもできる部分というのもあるということで、その ICTの教育それについてはハード面からまず考えますと、これを全面的にやるということになる とどうもインターネット環境が整ってない子どもが、大体家庭が2割くらいあると。それだった ら町のほうでそういうものに予算をつけて、各家庭の小・中学生、高校生まで含めてもいいのか

もしれないんですが、小・中で家庭のインターネット環境をきちっと整えていったらどうかと。 そうすると、ソフト面でもそれを使ってやるということになると、今までの学校教育は大きく変 わっていくというふうに思います。それについて、結局はAIなんかをどんどん導入していく上 での基礎体力といいますか、大事なものとしては、非常に分析的な能力とかそれからそれを論理 的に組み立てるとか、まさにプログラミングというのはそういうことですよね。その辺の教育の 在り方、どのように考えておられるか、それを(ロ)にします。

そして(ハ)として、これはOECDの中のPISAという調査がありまして、日本の場合は 算数・数学非常に高得点を取っているんですけれど、読解力という面では世界で15位と、参加 国中ですけれども、かなり低い点数になっている。これについて、読解力の不足をどのように捉 え、どのような対策を考えておられるか、それをお伺いしたいと。それから最後に、英語教育の 現状ということなんですけれども、私が考えますのは英語教育があまりにもおしゃべりできるよ うにというようなタイプのことに傾き過ぎていて、非常に人材が、英語ができないからこの大学 は行けないとかそういうような、理数系では抜群なんだけれど、そういうある意味、英語自体が 障害になっていないかと、いうのが私の一般的な考え方なんで、もう少し中学では、文法重視の 読むということと書くということの、それこそプログラミングというのは、プログラムですから グラマーが問題なわけで、その辺をもっと重視してはいかがかということでそれを含めて、英語 教育の現状についてお伺いしたい。

これがまず、最初の私の一般質問であります。

**町長(山村君)** ただいま、栗田議員さんから、1としてこれからの教育の在り方ということで、 イロハニと多岐にわたりましてご質問ありましたので、私からは、(ロ)のICT教育のハード 面とソフト面をどのように整えていくかという面に関しましてお答え申し上げまして、その他は 教育長から答弁していただくというふうにいたします。

特に、今お話しありましたように、ICT教育というのが非常に重要であるというのが、今回のコロナの災害の中で非常に新たに浮き彫りになったというふうに思っております。

私も十数年前のことですけども、ある企業あるいはある大学で専門的に取り組んでいたのが、 このICT教育の中のeラーニング並びに質の保証と、教育の質の保証という面がありますので、 その点も踏まえまして今いろいろと取り組んでいるわけであります。

今、お話ありましたけども町内の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、前年度の3月に続き4月10日から5月24日まで、2回の延長を含めた臨時休業をしたところであります。

その間、学校では教科書やプリントを中心に課題を出したり、学習に役立つWeb情報等の提供を行うなど、子ども達が家庭で自習し、やり終えた課題を学校に提出し、必要に応じて相談する機会などを設けてまいりました。

また、3月の臨時休業中から、児童生徒には文部科学省や県の教育委員会によるWeb情報の提供を行ってまいりましたが、家庭においてインターネット環境の整っていないことなどにより学習ができない児童生徒にも対応する手立てがないかということで、情報の担当部署も交えまして検討してきたところであります。

そうした中で、学校から全家庭向けに配信しているすぐメールにより、家庭におけるインターネット環境の実態を把握するため、アンケート調査を行いました。調査結果としましては、小学校では約4分の1、中学校では約5分の1のご家庭が、インターネット環境を利用した学習が不可能かまたは不明であるとの回答でありました。このため、急遽小中学校の体育館にWi-Fi用のルーターを設置するとともに、社会的なテレワークの導入の増加などにより入手困難となっているパソコンにつきましても、校務用パソコンを活用することで約40台を確保したところであります。

これにより家庭において、パソコンやタブレットの利用が困難な場合でも学校の体育館で利用できるインターネット環境を整備してきたところであります。これにより、一番利用の多かった坂城小学校では、1日平均60人の子ども達がインターネットを活用した学習を行うことができました。

また、坂城中学校では3年生を対象に教科担任ごとにチームによるオンライン授業を実施し、 子ども達の授業への参加の確認や進度の確認、双方向による学習などが可能となったところであります。

これにより、今後学校が長期にわたり休業をせざるを得なくなった場合にも動画教材やオンライン学習を通じて、同じ授業を全員に受ける機会を与えられるという点や、個の進度に応じた学習、インターネット上に公開されている個別学習支援システムをはじめ、自分の興味に合わせ無料で専門的な内容の講座を受講できる新たな学習環境であるMOOCs(Massive Open Online Courses)、これは10数年前MITですとかスタンフォード大学で始まっておりますけども、大規模な公開オンライン講座なども利用できるという点では大変有効であると考えております。

また現在、文部科学省が示しているGIGAスクール構想におきましては、多様な子ども達を 誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現するとしており、1人1台のPC、 タブレット端末を整備し、クラウドによる学習用ツールやオンライン教育などを活用した学校で の学習はもとより、家庭においてもこれらの学習ができるよう目指しているところであります。 町では、このGIGAスクール構想に基づきまして、各家庭でも学習用として活用できるように するためのシステムと端末、そしてオンライン学習を可能とするために必要な大容量に対応した 校内ネットワークを整備するとともに、これらを利用する各家庭において、インターネット環境 の整っていない場合にも対応できる貸出し用のモバイルルーターなどを含めたハード整備を計画 的に進めていきたいというように考えております。

**教育長(清水君)** まず、(イ) 休業による学校教育の遅れに対する認識と対策は、についてお答 えします。

新年度に入ってからの児童生徒の学習につきましては、5月25日に学校が再開できるまでの約2か月間、途中分散登校等で登校する機会もありましたが、基本的には家庭での学習が続きました。この間の学習は当然のことながら担任の目の届かないところでの学習であり、家庭でも家の人が付きっきりというわけではございませんので、取り組みには個人差があり学習内容を理解し、課題をほとんど済ませたお子さんもいれば、プリント学習を行わずにため込んでしまったお子さんもいたといった状況でございました。

そのような状況であることから、教育委員会では臨時休業中の子ども一人一人の学習定着状況を踏まえ、4月5月の内容を要点的にもう一度復習し、遅れた分を取り戻せるよう、校長会での検討を経て、夏休みを2週間ほど短縮し、授業時間を確保するといった対策をとる予定でございます。

続きまして、(ロ) ICT教育のハード面とソフト面をどのように整えていくかについてでございますが、全般的な面についての考え方は先ほど町長から答弁いたしましたが、ハード面での整備が進んだのち、ソフト面といたしましては、ICT教育の前提としてパソコンを扱う上でアルファベットや濁音、半濁音、促音などの文字入力に係る知識技能も必要となりますが、情報手段を適切に利用して情報を収集したり、情報を整理・比較したり、情報を相手に分かりやすく発信したりする力、様々な情報を読み解き、問題を発見したり、自分の考えを持ったりする力、数量処理、論理的な思考などが大事になってくると考えております。

これらは、ご指摘の基礎体力、「読み・書き・そろばん」に当たるものと捉えておりますが、 この体力をつけるには、豊かな体験により想像力、コミュニケーション力、共感といった人とし ての感性を子どものうちに身につけさせることがまず大切かと思います。インターネットにつな がる上で、今様々なトラブルが起きています。相手を傷つけないようにし、自分も巻き込まれな いようにするためにもこのような感性を育てていきたいと考えております。

次に、(ハ) 読解力不足への対策は、についてでございますが、OECD(経済協力開発機構)のPISA(学習到達度調査)は、義務教育終了段階の15歳児を対象に2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されております。2018年の調査は、読解力が中心分野となっており、ご指摘のとおり、日本は79参加国・地域のうち15位という結果でした。この結果について、国立教育政策研究所におきましては、「読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的低かった問題には、テキストから情報を探し出す問題やテキストの質と信憑性を評価する問題などがあった」「読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝わるように根拠を示して説明することに引き続き課題がある」な

どと分析しております。

私たちは読解力と聞きますと、国語の文章を読んで、意味を理解し解釈すると思いがちですが、 国際的には自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むことが読解力の定義となっております。 2018年の調査においては、ある大学教授のブログから情報を探し出し、冷静な目で考えながら読み進め、コンピュータで回答するというものでした。したがって、国語の文章の読み取りだけでなく写真や図、表も含めそれは本文のどこと関連しているのか、確かなものであるかなどを捉えたり求められていることにどう答えることがふさわしいかなど考える力も必要で、今後につきましては、いわゆる情報活用能力も育てていくことも課題となっていくと考えております。 続きまして、(ニ) 英語教育の現状は、についてお答えします。

中学生の新学習指導要領の実施は来年度2021年度からですが、授業では英語4技能のうち、聞く、話すのウエイトが従来よりも上がることとなっております。しかし、そのことによって文法が軽視されたわけではなく、語彙数は1,200語から1,600ないし1,800語に増え、文法は現在完了進行形、原形不定詞、仮定法、直接目的語に節を取る第4文型といったものが追加され、授業内容がより高度化されたと言えます。

中学英語教育における聞く、話すのウエイトが従来よりも上がり、さらに文法についても新た に加わるといったように、英語教育の必要性は高まっているものとして捉え、小学校における英 語教育、英語学習の充実のための外国語指導講師の配置、英語教育コーディネーターの活用等、 町といたしましては今後も引き続き重点事業として取り組んでまいりたいと考えております。

7番(栗田君) いろいろとお聞きしましたけれども、ICTという、いわゆる自宅にインターネット環境があるかないかというのは、これはこういうコロナということで2か月間学校がなかったときに、かなりの生徒間の格差を生み出すものというふうに考えられますし、それから、これからもICT教育というのをこの際、学校外での教育をしていくという、ある意味、非常に大きなチャンスだと思うわけです。今までは学校で一人の先生が何十人かの生徒を相手に全員一斉教育、とにかく同じ作業をやらせてできる子、できない子、できないと、もう学校行くのが嫌になっちゃったりとか、そういういじめだとか、ひきこもりだとか不登校とか、そういう問題がとにかく教室の中で一斉授業ということで、生まれてきたんじゃないか、というのが私の基本的な考え方ですので、ここで学校教育というものをもう一度しっかり見直して、ICTとかいわゆるAIを活用した教育にかじを切ってはどうかということだったわけです。

それと先ほど、OECDのPISAの調査があったわけですけど、もう一つ、数学と科学の調査というのが、TIMSSという厄介なあれなんですけど、それもあって、こっちのほうは2015年で43か国中、日本の中学2年生の数学の成績はトップ5番までに入るという非常に高い成績なんですけれども。ところが同じ調査の中で、あなたは数学あるいは算数好きですかと

聞いたら、これがまた最低ランクの9%が好きと答えた。これは本当に最低ランクなんです。一体じゃあ学校ではどういうふうになっているの、という話になると、多分これは推測ですから、あまり重要に考えていただかなくていいんですけれども、どうもみんなで作業をやる授業になっちゃっているんじゃないか。国語にしろ、数学にしろ、算数にしろですね。で、100ます計算だ何だってそういうものだけやらせて、ちっとも好きじゃないけど、技能はトップクラスと。このほうが私よっぽどこれからの未来をしょって立つ子ども達にとっては大問題だと思うわけです。算数は嫌い、科学も嫌い。それで、一斉教育で何とか作業だけはこなせるという子どもを作っていくということが本当にいいことなんだろうかというのは、今後の課題として考えてみたいというふうに思っています。

それから、先ほどの英語の話も出ましたけれど、ここでちょっと基本的に、英語というものが、非常に特にこれは理数系の子どもなんですけど、非常に理数系の才能を持っていながら、その英語のしゃべるとか、聞くとかということ、これものすごい時間がかかるし、成果が上がらないんです。しかも、1クラス30人とかというクラスで、しゃべるというトレーニングしたり、聞くというトレーニングするというのはものすごく、はっきり言って、ほぼ不可能なんです。日本人というのは昔から、中国語でもそうですけど、中国語しゃべろうなんて思った昔の人はいないわけで、昔の遺唐使から遺隋使の時代から、彼らの筆談、漢字を書いて筆談でやっていて、しかもその漢文を、読み下し文なんてすごい手を使って全くしゃべらなくていい、聞かなくてもいい、それでもしっかり、そこにあるエッセンスだけはいただくと。こういうのは日本人の得意とするところでですね、そのおしゃべりする、それから相手の言っていることを聞き取るというような能力というのは、非常に獲得するのが難しい能力ですから、そこに力を注ぎ過ぎて、理数系の非常に得意な生徒を取りこぼしてしまうというようなことがないようにお願いしたいと思います。

それで、先ほどインターネットの環境を整えるということで、インターネットのルーターを貸し出すとか、そういうことをお聞きしましたけれど、それについてはまだはっきりとしたタイムテーブルというか、いつからいつ頃までにはそういうものを整えるというような話は、ここで聞いてもよろしいでしょうか、いいですか。

じゃあ、お願いします。

**教育文化課長(堀内君)** GIGAスクール構想につきましてのタイムスケジュールについてということで、ご質問いただきました。

国のほうで進めておりますGIGAスクール構想、これに基づいた補助申請の準備手続を今進めているところでございます。近いうちに補助申請と併せまして、補正予算のほうの上程をさせていただけたらと考えております。その後、年度内にGIGAスクール構想としましては整備するようにということでありますので、年度内を目標に、それぞれの端末ですとか、モバイルルーター、そういった設備を整えていきたいと考えております。

## 7番(栗田君) それでは、第2番目の問題に移らせていただきます。

これは、今まで1年間ずっと、プラスチックの容器包装の分別収集について、いろいろここで 私のほうからも持ち出してご答弁いただいたわけですけど、まず今回は、その容器包装の分別収 集、それ自体はそんなに意味があるのかどうかわからない、ということで、やめてはどうかとい うことが(イ)で、それから、(ロ)としては、分別収集はしょうがない、やると。やるならや るでいいけれども、町のほうからの立ち合いを要請するというのは、これはやめて、各自治区の ほうでやるならやる、やらないならやらない。町の、行政のほうからの立合いの要請というのは やめてはどうかと。

それについては、今(イ)と(ロ)で言ったわけですけれども、今までいろいろと1年にわたって、このリサイクルという問題について取り上げてきたわけですけど、私のほうの今言っている分別収集をやめる、あるいは、立合いは要請しない。それの理由として、まず1番目には、この1年で随分はっきりしたと思うんですけど、リサイクルと呼ばれるもののやり方として3つあるわけです。化学的にプラスチックを分子レベルまで解体して、そして新たなものを作り上げるというタイプ。それから、そのまま、いわばそっくりその材料として使う。あと、もう1つは燃やして、そこから出る熱を利用する、あるいは、あの製鉄所なんかでコークスの代わりにするというようなタイプの3タイプあるわけですけれど、私はその3タイプの中の一つとして、燃やしてそれを燃料として電気、発電をしたらどうかと。それがリサイクルと言うならリサイクルと言ってもよし、言わなくてもよしで。とにかく、そのプラスチックを利用して発電をする、そのために焼却と。そうすれば、あちこち持ち歩いて、中国に売り渡したのなんだかんだでやってるうちにみんな海に流れちゃったなんていう、こういうタイプの問題はなくなると思うわけです。

それから、2番目として、今まで何度かお聞きしてきたわけですけど、そのリサイクルという ことをやることについてどのぐらいのお金が、税金が使われているのか、これがどうもはっきり しない。

それから3番目としては、前回、前々回もそうでしたけども、普通の可燃ごみ4千トンに対して容器包装でみんなが立合いをして集めている分が80トン、2%にすぎないと。そして、前回の話では、その2%にすぎないものが65%はちゃんとリサイクルしていますよという話になったわけです。そうすると計算上、1.2とか1.3%だけが、全可燃ごみの中で、それをみんなが朝早く立合いをして、それでリサイクルに回っているということですので、それはあまりにも少な過ぎるんじゃないのかと。そのために住民の皆さんがやる立合いとか、朝、出ていって、サラリーマンの方だったら、電車の時間もある。私がそうでしたけれども。のに、とにかくそれやらなくちゃいけないということで、まあ、一緒にやっている人に迷惑かけたり、もうそれはやめたらいいんじゃないかというのが、私の今(イ)と(ロ)で質問する趣旨であります。

住民環境課長(関君) プラスチック容器包装の分別収集について、(イ)から通告いただきまし

た内容につきまして再度、順次ご答弁させていただきたいと思います。

当町を含む全国の自治体から排出されるプラスチック製容器包装を引き取っている日本容器包装リサイクル協会によりますと、ご質問いただきましたように、平成30年度実績では、回収されたプラスチック容器包装のうち、約65%が廃プラスチックを再生樹脂やパレットなどとして製品に再生利用している材料リサイクル、それからまた、廃プラスチックを化学的に分解するなどして、代替燃料としてコークス炉の化学原料、また、合成ガスに再生するケミカルリサイクルとしての再商品化しているところでございます。

ご質問では、焼却処理されているものがケミカルリサイクルに算入されているということでございますけれども、ケミカルリサイクルに分類されるものにつきましては、ごみとしてそのまま焼却されるものは含んでおらず、あくまでも容器包装リサイクルとしての成果であり、再商品化されたものの実績でございます。

また、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る経費が不明であるというご質問でございますけれど、町が業者に委託して行っている資源物収集につきましては収集のコストや分別して排出される町民の皆さんの手間も考慮する中で、プラスチック製容器包装と紙類などを資源物と一括して行っております。また、葛尾組合では、プラスチック製容器包装と紙類などの資源物の処理経費を合算して算出しておりますので、経費として明確に分けることが困難であるということから、プラスチック製容器包装のみに係る経費、そういったものも現在個別に算出することができないというものでございます。

次に、町の可燃ごみの年間重量に対するプラスチック製容器包装の分別収集の重量が約2%であり、リサイクル率が約65%であれば、重さにして可燃ごみの1.2ないし1.3%にすぎないことから、分別収集はやめるべきではないかといったご質問でございますが、プラスチックにつきましては、その特性から、容量の割に重量がございません。そのために、可燃ごみに対して重量のみの対比によってリサイクル率を出すのは非常に困難であると考えております。プラスチック製容器包装の分別収集は、平成7年に始まりまして、国の施策として推進されてきたところであります。我が国の経済は大量生産・大量消費によりめざましい発展を遂げた一方で、廃棄物の排出量が膨大なものになって廃棄物を埋め立てる最終処分場、こういったものが不足するなど、廃棄物の大量排出が深刻な社会問題となる中で、一般廃棄物の全体の中で容量の約60%を占めると言われている容器包装廃棄物等の処理が、緊急の課題となったところでございます。

この課題に対して、廃棄物の発生を抑制・減量化するとともに、資源を循環的に活用し、廃棄物を適正に処理することが、良好な環境を維持し経済の持続的な発展にとっても重要であるという認識となり、平成7年に容器リサイクル法が制定されたところであります。従来は市町村が全面的に処理責任を担っていた容器包装廃棄物の処理なんですけれど、消費者が分別して排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化するという、3者の役割を明確にして、3者が一体となって

容器包装廃棄物の削減に取り組むということが義務づけられております。当町におきましても、 町民の皆さんのご理解、ご協力のもと、これまで分別収集を推進してまいったところでございます。

また、2015年9月の国連サミットにおいて2030年を年限とする17の国際目標である SDGs、持続可能な開発目標が採択されまして、その目標の一つである持続可能な生産・消費 において、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、再利用による廃棄物の大幅削減などが示されているところでありまして、将来を見据えて我々一人一人がステークホルダー、利害関係者として取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

国において、昨年5月に策定したプラスチック資源循環戦略を踏まえて、来月7月1日より、全国一律でプラスチック製の買物袋の有料化が実施されるところであります。国民一人が1日1枚、プラスチック製の買物袋を消費していると言われておりまして、全国一律でプラスチック製買物袋の有料化が実施されることで、過剰な使用の抑制が期待されているところでございます。このように、プラスチック類をはじめとする資源物の使用量の削減やリサイクル、そして適切な分別は、全世界的な流れとなっておりますので、可燃ごみとして焼却するのではなく、引き続き適正な分別を進めることが大原則となっているところであります。

続きまして(ロ)の町行政から分別収集の立会い要請はやめるべきではないかというご質問で ございます。

市町村が行う分別収集に当たりましては、容器包装リサイクル法によりまして、汚れの付着や 異物の混入がないように適切に収集することが求められております。当町から、日本容器包装リ サイクル協会の指定業者に排出されたプラスチック製容器包装、ペットボトルに関しましては、 品質調査による評価ランクが引き続き最上級のAランクとされておりまして、これは町民の皆さ んの分別収集に対する理解、ご協力があってのことと、感謝申し上げる次第でございます。

分別収集の立会い当番につきましては、異物や汚れたものの混入を減らして、廃プラスチックの適正な分別を行うために、必要不可欠ということで現在も進めているところでございます。当番の開始だとか終了時間だとかにつきましては、各地区の実情に合わせていただいても結構ですし、実際に時間を短縮したところもあります。引き続き、ご協力をお願いしたいと存じます。

町といたしましては、今後も、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、資源の再利用、そういったものを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

**7番(栗田君)** 今まで1年間、このごみ処理の問題の中でも、特に容器包装のリサイクルという問題について、私がいろいろなところから質問してきたわけですけれども、1年やってやっぱり駄目かというそんな感じではあるんですけれど、燃やすとか、あるいは、そういうことに非常に抵抗がある方がおられるようですけれど、非常にもとのもとから言えば、日本というのは燃やす

文化、ヨーロッパは埋める文化ですよね。死体を見ればお分かりのとおりですね、日本人は昔から死体はだびに付すという形で、非常にある意味湿潤な気候なもんですから、埋立てたりほっといたりすると腐っちゃうわけでね。720年、700年くらいでしたか、日本史の中でも、推古天皇か何かが一番最初にだびに付された天皇陛下ということになっていますけど、日本の文化って、そういう燃やす文化ですから、その技術はものすごく高いものになっているわけです。そういう、燃やすことによっての発電というような能力も、日本は本当に非常に高いものがあります。だから、あんまりプラスチックを目の敵にしないで、しっかり燃やしていけば、いい電気も得られ――いい電気って、悪い電気があるわけじゃないですけどね――しっかり発電もできるんじゃないかと。もちろん、レジ袋の有料化なんてとんでもない話だと思いますけども、やっちゃうんだからしょうがないですよね、本当に。

それについてはまたこっちもいろいろと勉強してまいりたいと思います。

最後になりますけれども、去年の6月、ちょうど1年前に、高齢運転者のための安全運転の補助制度というようなものができまして、それで今、どういう状態になっているか今の現状と、それから、これからの見通し、もっと優れものが出てきたらすぐ補助するというようなこともやるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

**住民環境課長(関君)** 高齢運転者のための安全運転補助制度の町の対策の現状について、お答え します。

交通事故による死亡事故件数は、長野県下で見ますと近年減少傾向でありますものの、交通事故の内容を見ますと、長野県下及び千曲警察署管内において、高齢者が関わる交通事故が依然として高い割合となっております。

また、昨年来、悲惨な重大事故が多発したこともあって、高齢運転者による交通事故は、今で も社会問題として大きく注目を浴びているところでございます。

町としましても、高齢運転者の事故が社会問題となっている中で、運転免許の自主返納への理解促進に努めるとともに、緊急対策として自動車の急発進を防ぐなど、事故防止に効果的である装置の取付けに対して補助ができないか検討してきた結果、国の制度に先駆けまして、昨年10月より自動車急発進防止装置の取付費の補助を開始したところでございます。

この補助制度ですが、町内に在住する満70歳以上の高齢者の方に対して、高齢運転者の交通 事故防止と事故の際の被害軽減を目的としまして、所有する自動車の急発進防止装置の取付けに 要する費用の一部を補助するといったもので、現在まで合計8件、16万円の補助をさせていた だいたところでありまして、一定の成果があったものと認識しているところでございます。

また、国において、いわゆるサポカー補助金を本年3月9日より創設し、町と同様に後づけの 購入補助のほかに、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、また、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を あらかじめ搭載する車の購入——新車ですよね——の購入補助も開始したところでございます。 今後は、町と国のどちらの補助を使っていただいても、高齢ドライバーの事故防止及び被害軽減につながることが期待できますことから、引き続きこれらの補助制度の周知に努めてまいるところではございますが、まずは国の制度を紹介させていただきまして、国の制度の該当にならない場合につきましては、町の補助、そういったもので対応してまいりたいというふうに考えております。

また、自動車メーカーなども、自動車の安全運転対策として、高齢運転者の事故の防止にも資する先進安全技術の開発に努めているところでもございます。技術開発の動向や国の補助制度、そういったものの動きも注視しまして、町の助成制度に組み込む必要があるか、その都度検討してまいりたいと考えておるところでございます。

**7番(栗田君)** 今日一番問題にしたのは、学校教育の在り方が、このコロナウイルスの様々な対策・対応によって、学校教育の在り方は大きく変わるんじゃないかと、そこのICTなんかを活用する、リモート教育ということと、それから学校に来て先生あるいは友人と触れ合う、これも非常に大事なことだというふうに思っています。

今回の学校の休業で、一番私がすごいと思ったのは、子ども達がとにかく学校に行きたいと、 私ずっと今まで学校に行きたいなんて保育園から小学校、一度も思ったことないんですけど、何 か今の小中学生、切実に学校に行きたいと、へえってびっくり仰天で、私のほうはですけどね。 その学校での教育、それからICTあるいはAIを使った教育とのバランス、それを取っていけ ば、結構今までのいじめ問題だ、不登校だ、結構軽減もされるし、教育面でも非常に成果が上が るんじゃないか。どのようにうまくそれをハイブリット化していくか、そこのところを皆さんに 考えていただきたい。こちらも一生懸命考えますんで。それを最後に私の一般質問を終わらせて いただきます。

議長(西沢さん) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時59分~再開 午前10時09分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

**14番(大森君)** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。 1といたしまして、町の新型コロナウイルス感染症の対策についてお尋ねいたします。

昨年12月、中国の武漢市から始まった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に、全世界に広がっております。日本国内では、2月28日、文部科学省からコロナウイルス感染症対策のため、小中学校等における一斉臨時休校の方針が出され、小中学校が臨時休校となりました。

町では、3月2日午前中登校し、給食を食べて午後から休校ということで、卒業式を除いて 4月3日までの期間が臨時休校となりました。さらに、新学期になっても入学式のみ行い、休校 は継続されてもいました。新型コロナウイルス感染の拡大の抑止のため安倍政権は、感染者の多 い7都道府県を対象に緊急事態宣言を出し、外出自粛要請と商店など事業者に対し、休業要請も 次々と出してきました。この緊急事態宣言は全国に広げられ行動制限も強められました。

こうした国や県の指示が国民生活や町民生活にいろんな影響が出てきております。

国の対応は後手後手を繰り返し、1次補正予算を組むにあたっても事業内容が変更されたり、持 続化給付金申請でも申請方法などのスムーズに進まず、事業者の手元にまだ届かない状況となっ ております。

今、国会では、第2次補正予算などの追加も審議されております。10兆円の予算予備費を脇に置くなど、不透明な予算を組むなど、国民の不信も現れてきております。こうした中、町は国・県の足らざるところを補うようないろんな事業及び施策が行われてきております。県下の中でも手厚い施策と評価するところであります。

そこで、具体的にお尋ねするわけですが、(イ)といたしまして、国・県の自粛要請による町 民生活の影響についてであります。特に、緊急事態宣言、学校の一斉休業の指示、自粛と補償等 についてどんな認識になっておられるのか、お尋ねいたいします。

(ロ)といたしまして、町内事業所への影響は、町内事業所の経済的・経営的な影響はどんな 状況でしょうか。新型コロナウイルス対応の融資制度の新設でその申請状況はどうか、また県や 町の融資の申請はどうなっているか、お尋ねいたします。

次に、町内商店を応援する町スタンプラリー消費回復応援事業について、地域経済対策として 大変すばらしい事業だと思っております。また、8月にはダブルチャンスとして大抽選会も実施 する、このように町民も飛びつくような内容ではないかと評価するところでございます。ところ が、近所の方から町中のお店で使えるのかどうかという質問を受けました。お話をお聞きすると、 第1号ビラでは商店が紹介されており、次の手段といいますかね、続編で1号に紹介されていた お店限定ではないか、というふうに思っている方が何人もいらっしゃいました。

また、議員に尋ねたみたら議員の中にもそういう方もいらっしゃいました。このスタンプラリーチラシで、町内の全ての商店が対象である、まあ、一部対象でない商店もあるかもしれませんが、やはり、町民にもっと分かりやすいチラシ、工夫が必要と考えます。

- (ハ)といたしまして、持続化応援支援金についてであります。国の持続化給付金は先ほど述べましたように、非常にハードルが高くなっております。法人、個人事業者、農業も含む皆さんで売上げが前年同月比で50%以上減少している場合が対象となっております。このこともあって、町が持続化応援支援金を創設して売上げが前年同月比で30%以上50%未満、または現金20万円以上を支援するというのは一定の評価をするとことであります。しかし、持続化支援金の対象はなぜ30%以上なのか、10%とか20%、こういう傾斜をつけた支援はどうして考えられなかったのか、これについてお尋ねをいたします。
  - (二) といたしまして、どんな課題が見えてきたか、災害や避難所の問題についてはこの後、

質問される議員さんもいらっしゃいますので割愛しますが、まずマスク等の衛生用品、消毒液などの備蓄等はどうなのか、また、この間の緊急事態宣言の中を職員の勤務で非常に慌ただしく町 民のために頑張ってきていただいております。

しかし、平時のときと同じ体制で勤務されております。この3密回避という点では一体どうだったでしょうか。また、小学校の臨時休校について、これは3月議会でも述べましたが、緊急事態宣言が解除され、そして、学校再開が始まりつつある今、どのように判断されているのか。

次にPCR検査、この体制について今後どのような形になっていくのか、これについての町の 見解を求めます。

(ホ)といたしまして、国保の傷病手当制度についてでありますが、本日の開会前に、福祉健康課長より私の質問に対するお答えに対しての訂正がありました。これは、一般質問の内容を提出するよりも先にこちらのほうが質問要旨として出しておりますので、同じことをお聞きすることとなると思いますが、再度答弁を求めるものであります。

以上、1といたしましての町の新型コロナウイルス感染症の体制について、お尋ねいたします。 町長(山村君) ただいま、大森議員さんから1番目としまして、町の新型コロナウイルス感染症 対策について、イロハニホと質問をいただきました。その中で、全般的なお話にもなりますので、 (イ)の国・県の自粛要請に対する町民への影響はについて、私からお答えさせていただきまし て、その他の事項につきましては、担当課長から答弁させます。

このご質問の中にありました(ホ)で、国保の傷病手当制度について、今回一般質問の冒頭で 伊達課長のほうから訂正させていただきお詫び申し上げましたので、よろしくお願いしたいと思 っております。

大森さんの話にもありましたけど、国が新型コロナに対して矢継ぎ早というよりは後手後手のいろんな施策をどんどん来ております。伊達課長は新型コロナ対策推進本部の事務局長で、全部の案件を取り扱っておりまして、この例えば、国保の傷病手当についても5月になって1回目のQAが出ているんですね。この条文に対してどう答えるか、そこには青色申告を対象とすると書いてありました。1週間か2週間した後、青色だけではなく、白色も含まれるというような訂正がどんどん入ってきまして、まあ、そんなこともありましてお答えが一部不適切であったということでお詫び申し上げます。しかしながらみんな頑張っておりますので、あまりいじめないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国武漢市で感染が確認されて以降、現在 も全世界で感染拡大の危機が続いております。

日本国内においては1月中旬に初めて感染者が確認され、2月に入ると各地で小規模なクラスターが散発的に発生するなど徐々に感染が拡大してきたことで、政府は2月下旬に大規模イベントの中止や延期の要請、全国の学校への休校要請を行いました。

しかしながら、感染の拡大が収まらず、3月下旬以降都市部を中心に感染者が急増し、さらなる感染拡大が懸念されたことから、4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。これにより、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われてきたところであります。

その後、緊急事態宣言については感染状況等を踏まえ、5月14日に長野県を含む39県、21日に3府県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されたわけであります。町でもこれまで感染の状況や国、県の動向を注視しながら対応を図っており、1月以降2回の庁内対策会議の後、2月末には任意の対策本部を立ち上げ、町内小中学校の臨時休業を決定するとともに、町民の皆様への感染の防止に向けたお願いや、町主催イベント、行事の開催基準を作成し、以降状況に応じて、随時更新をしてきました。また、緊急事態宣言が発令された4月7日には、法律の規定に基づく対策本部を直ちに設置し、緊急事態宣言が解除されるまでの間に6回の本部会議を開催し、感染拡大防止の取り組みや公共施設の対応、小中学校、保育園の対応等を協議するとともに、各種支援策についても情報の共有を行い、町民の皆様や事業者の皆様への情報発信を行ってまいりました。

国、県の指示・対応についてどう考えているかというご質問でありますが、一つ一つの事柄を 町で評価する立場にはないと思っておりますが、有効なワクチンや治療法が確立されていない感 染症の拡大を防いでいくには、国を挙げての対応が不可欠であり、地道ではありますが、統一的 な認識の下、一人一人が適切な感染予防を行っていくことが最も有効であると考えているところ であり、町としましてもその視点に立って、状況に応じた迅速な対応と適切な情報の発信に努め てきたところであります。

そうした中において、町民の皆様にも外出や移動の自粛、人との接触機会の低減などをお願い し、様々な場面で大変なご不便やご負担をおかけしてきたと認識をしております。

こうしたことに鑑み、町では、感染防止対策と併せて国や県ではなかなか目の行き届かない面についての支援にもいち早く対応するため、数度にわたる補正予算の専決処分を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、主に中小の事業者に上限500万円で貸付後5年間は金利負担ゼロの「経営安定特別資金」、貸付制度の創設や国の持続化給付金の対象とならない、前年同月比の売上げが30%以上50%未満減少した事業者に20万円を給付する「小規模事業者等持続化応援支援金」を創設するなどの独自の経済対策を実施しております。

このほか、児童手当上乗せ給付金対象外となる18歳未満の児童1人につき1万円を給付する「子育て応援特別給付金」のほか、18歳未満の子のいるひとり親世帯に2万円分の商品券を配布する「子育て応援特別事業」、また町内全ての18歳未満の子どもさんに1人につき2千円の図書カードを配付する「子ども応援特別事業」など、子育てや教育に関しても町独自のきめ細か

な支援も行っているところであります。

緊急事態宣言は解除されましたが、一部の地域においては再び感染者が増加するなど、新型コロナウイルス感染症については今後も長期にわたる対応が必要なことから、町としても任意の対策本部を引き続き設置し、日々変化する動向を注視しながら適切な対応、対策を図ってまいります。

**商工農林課長(竹内君)** はじめに、(ロ)の町内事業所への影響は、のご質問にお答えいたします。

ご質問の町内事業所の経済的影響でございますが、まず、飲食店や居酒屋などの飲食業の状況は、影響が出始めた2月以降、卒業式や入学式、企業の歓送迎会などと時期が重なり、団体による利用等が減少するなど、例年に多くの収益を上げていたこの時期の需要が著しく減少したことから、多くの店舗では深刻な影響を受けているところでございます。

また、昼間の営業につきましても、3密を避けた感染対策を行うとともに、テイクアウトなど の新たなサービスを行うなど、利用者と売上げの回復に努められておりますが、全般的には売上 げが減少している状況でございます。

小売業、サービス業などにつきましても、感染拡大防止のための外出自粛要請や営業時間の短縮により、業績が悪化している状況がうかがえます。

製造業につきましては、町内製造業の全般的な景況感を把握するため、四半期ごとに製造業20社を対象に、坂城町経営状況調査を実施しておりますが、この直近の調査結果である1月から3月までの売上げを、前年同期と比較した場合、8社が増加、8社が減少、4社が不変といった結果でございました。

また、3か月後の売上げの見込みについては、4分の3の企業が売上げの減少を見込み、先行き不透明で、先の見通しが利かないとの回答をいただいており、今後の受注減少及び地域経済の停滞が懸念されるところでございます。

このように新型コロナウイルス感染症により、甚大な影響を受けている企業等を支援するため、 国、県、町や支援機関では、様々な補助制度や融資制度など新たな支援策を創設したところでご ざいます。

続きまして、町の新型コロナウイルス対応の融資制度の申請状況と県等の融資申請の状況についてお答えいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある、事業者の資金繰り等を支えるため、新たに新型コロナウイルスに対応した融資制度を創設し、町内小規模事業者の皆様を中心にご利用をいただいているところでございます。

この新たな融資制度は、貸付限度額が500万円で、貸付後5年以内は金利負担をゼロとし、 保証料も全額補給するものでございます。 4月20日から資金のあっせんを開始しまして、5月末時点であっせん申込み件数が74件、 融資額約2億7,700万円の申込みがございました。今後、さらに企業からのあっせん申込み が想定されることから、町内金融機関と融資あっせんに係る協定の変更を行う中で、当初の融資 枠を3億円から約6億円に広げたところでございます。

引き続き、町内企業の資金繰りを支援するため、企業が必要とする融資枠の確保と、実行まで の手続がスピーディーに進められるよう努めてまいりたいと思います。

次に、県等の融資申請の状況でございますが、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫などによる融資につきましては、申請が町を経由しないため、町内企業の利用状況は把握できませんが、町を経由する県の経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)においては、現在8件の申請があり、2億6,500万円の申込みがございました。

今後の見通しにつきましては、町商工会、町内金融機関との連携会議を行う中で、町内企業の 状況把握に努めているところでございますが、今後も同程度以上の資金繰りに係る融資が見込ま れる状況であるとお聞きしているところでございます。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業についてのご質問にお答えいたします。

今回、町商工会と連携して行っておりますスタンプラリー消費回復応援事業は、地域における 消費喚起を促し、町内の商業、サービス業を営む事業所の売上げの回復を図り、経営の安定化を 目的として、6月と7月の2回に分けて実施するものでございます。

町商工会への委託事業として、商工会主催による取り組みでございますが、商工会の会員事業 所だけではなく、町内で商業等を営む事業所にお声がけをし、町内全ての店舗でお取扱いができ るよう進めておりますので、チラシには取扱店名等の記載をいたしませんでした。

ご指摘がありますように、分かりづらいとの声もいただいておりますので、町民の皆さんに分かりやすく、より多くの皆さんにご利用をいただくため、店頭に取扱店の掲示をいただいたり、町及び町商工会のホームページや、すぐメール等により、周知してまいりたいと考えております。続きまして、(ハ)の持続化応援支援金のご質問にお答えします。

小規模事業者等持続化応援支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、 大きな影響を受けている町内小規模事業者に対し、事業の継続を下支えし、経営の安定化を応援 するために、事業全般に広く使える支援金を給付するものでございます。

支給対象者は従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業、サービス業を営む町内の小規模事業者で、支給額は一律20万円、申請受付期間は、令和2年7月31日までとなっております。

支給要件といたしましては、令和2年2月から6月までの間でいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内の売上げ総額または同期間のうちいずれか1か月の売上げが、前年同期間または前年同月比で20万円以上減少していることと

しております。

この応援支援金では、国の持続化給付金の要件である、前年同月比で売上げが50%以上減少している事業者は、国の制度をご利用いただくこととし、対象外とさせていただきました。

町といたしましては、50%を超えていないが感染症拡大の影響を受けている事業者に対し、 事業の継続を応援するものとして、支援金を給付してまいります。

また、この応援支援金の支給要件である30%以上の売上げ減少を対象としたことにつきましては、今回の新型コロナウイルスの影響によるセーフティーネット保証の認定状況において、売上げが30%以上減少している事業者が、保証認定をした全体の約7割を占めていること、また同様の支援策を講じている市町村の状況を勘案した中で、特に影響が大きいと判断し、対象を定めたものでございます。

影響を受けている全ての事業所に支援できないかとのご質問ですが、応援支援金の制度設計に あたっては、売上げが30%未満の事業所への傾斜配分による給付も検討したところでございま すが、費用対効果や財源の確保も踏まえて、現在の対象要件を定めたところでございます。

**保健センター所長(竹内さん)** (二) どんな課題が見えてきたかのうち、マスクなどの衛生用品等の備蓄についてお答えいたします。

町の衛生用品等の備蓄につきましては、平成21年に発生した新型インフルエンザの流行時に 購入した物も含めまして、保健センター、教育委員会等において備蓄をしております。

まず、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、品薄状態が続いておりました不織布マスクにつきまして、感染予防として町及び国・県から提供された物、寄附として頂いた物も含めまして、町内医療機関、小中学校、保育園、介護保険サービス及び障がい福祉サービス提供機関、自治区に合計約2万4,500枚を配付し、現在の備蓄数は約9,500枚であります。

そのほか、除菌液につきましては約20リットル、手指消毒液約65リットル、防護服セット約100組などを備蓄しております。

また、災害時の避難所用として、感染予防の観点から避難所ではハンドドライヤーの使用やタオルを共有することが望ましくないことから、新たにペーパータオル3万6千枚の備蓄を予定しております。このほか、健診などの際に使用するため、相手と接触せずに検温ができる非接触式体温計についても、保健師数分及び小中学校の保健室用として発注し、近々納品の予定となっております。

今後も新型コロナウイルス感染症の長期化や第2波、第3波も予想されるため、補正予算により予算を確保し、不織布マスク約7千枚、除菌液15リットル、手指消毒液40リットル等を発注し、引き続き備蓄の充実を図ってまいります。

**総務課長(柳澤君)** (二) どんな課題が見えてきたかのうち、職員の職務での3密回避について お答えいたします。 全国で新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令される中、役場の通常業務のサービス維持と、 感染症対策の本部運営、経済対策などの各種制度設計とその運用も行うという中で、感染防止の 対応を図ってまいりました。

職場における感染拡大を防止するための行動としましては、手洗いや消毒、咳エチケット、あるいは出勤前の各自の検温等の徹底とともに、勤務時間中の職員のマスクの着用や入り口などへの消毒液の常備もこれまで行ってきたところでございます。

3つの密の対応につきましては、密集を避けるために、書類の封入作業など複数の人数での作業をする場合には、広い会議室を使って行うとともに、大人数が集まっての会議を避け、説明会などは1回に集まる人数を少なくし、時間をずらして複数回開催するなど行っているところでございます。

また、大学との連携会議など県外との関係機関や県、他市町村との会議などでは、Web会議 も活用する中で、極力移動せずに、また人が集まらない対策を行っているところであります。

今回の特別定額給付金の申請にあたりましても、密集を避けるために、オンライン申請や郵送申請を呼びかけるとともに、やむを得ず窓口申請を行う場合には、役場ではなく文化センターの大会議室という広い空間を選定したところでございます。

密接の回避という点では、町民が申請等に訪れる窓口に遮蔽板を置き直接飛沫がかからない工 夫や、ロビーでお待ちいただく際の椅子の間隔も十分に空けるなどしているところであります。

併せて、職員の執務が対面している場合は、机に遮蔽板を設置して密接の回避にも努めている ところでございます。

また、密閉の回避としましては、1日の中で複数回、定期的に職場内の窓を開け十分に換気を 行い、カウンターも消毒液で拭くなど行っているところであり、こうした取り組みにより、感染 拡大防止に努めたところでございます。

**教育文化課長(堀内君)** 続きまして、小中学校の臨時休校についてお答えいたします。

小中学校の臨時休業につきましては、本年3月2日から春休みまでの間、そして4月4日に入 学式を行って間もなく、4月10日から4月24日まで、再度臨時休業とし、その後延長して 5月6日まで、そしてさらに5月24日まで延長したところでございます。

このような新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や県による要請を受け、それぞれの地域や学校で様々な状況下に応じた臨時休業の対応をしてまいりましたが、この新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチン等は現在のところ存在していない状況でございます。

このため、今後の学校における課題対応といたしましても、3つの密を徹底的に避けるとともに、マスクの着用や手洗いなどの手指衛生、登校前の検温など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続して

いくことが必要となります。

その際、感染症対策を徹底しつつも感染リスクはゼロにすることはできないということを前提 とし、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、保健センター との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくこ とが重要であると考えております。

今後の小中学校の臨時休業につきましては、5月22日付で公表された文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~学校の新しい生活様式~」では、「感染者が確認された場合には、まずは感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性について総合的に勘案し、臨時休業についての判断を行う。」とされているところでございます。

このことは、ウイルスとの共存を意識しつつ、その時々の地域の状況に応じた適切な対応を図ることが必要となるといったことであり、判断が必要な状況が生じた場合においては適切な対応が図れるよう今後も引き続き、学校、学校医、学校薬剤師等関係者と、そして家庭との連携を密にし、取り組んでまいると同時に、感染者や濃厚接触者となった児童生徒が仮に生じた場合には、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などにつながらないよう十分に配慮し、注意してまいりたいと考えております。

福祉健康課長(伊達君) 私からは、(二) どんな課題が見えてきたかのうちPCR検査体制は、 (ホ) 国保の傷病手当制度について、順次お答えいたします。

国内における新型コロナウイルス感染症の検査数については、これまでも実施数の少なさが指摘されており、第2波、第3波に備え、医療提供体制の充実とともに検査体制の強化が大きな課題になっています。

検査体制の整備につきましては、基本的に都道府県や保健所設置市、特別区が行うこととされており、長野県においては、これまで県の環境保全研究所と長野市保健所の環境衛生試験所、信州大学医学部附属病院及び民間検査機関への委託により検査を行ってまいりましたが、現在県内の10医療圏それぞれに1から2か所の外来・検査センターの設置を進め、体制の強化を図っているところでございます。

県内の外来・検査センターについては、6月1日現在、当町を含む長野医療圏をはじめ7圏域で8か所の設置が完了しており、千曲医師会及び更級医師会のご協力をいただき設置された長野市南部の検査センターは、ドライブスルー方式が採用されているとのことであります。

医師会の役割としましては、かかりつけ医から検査の予約を受け、必要な書類や臨床検査業者への検査数の報告等の準備を行い、検査後は県の長野保健所から検査結果の報告を受け、かかりつけ医に報告をいたします。

また、検査対象者への当日の問診や検体の採取の立合いを行う医師及び検体採取の補助等を行

う看護師について、医師会を通じて当番制で派遣していただく体制となっています。

検査センターの場所等につきましては、検査希望者が直接行くことはできないため、公表はされておりませんが、これまで県の保健所に設置された有症状者相談窓口に相談し、指示がないと受けられなかった検査が、今後はかかりつけ医など、地域の医療機関で医師が必要と判断した場合には受けられることとなり、また、帰国者・接触者外来で行われていた検体採取も検査センターで実施が可能となり、検査結果については、2日ほどで判明するとお聞きしています。

検査についてはご本人の希望によりお受けすることはできませんが、県では6月末までに 10医療圏での外来・検査センターの設置を目指しており、これにより1日当たり300検体以上の検査が可能になるとのことですので、症状が出ても検査を受けられないのではないかといった不安は軽減されるものと考えているところでございます。

また、国では6月2日に都道府県等に対し、これまでを上回る感染拡大が起きることも視野に、新型コロナウイルスのPCR等検査体制を強化するよう求める指針を公表し、迅速に検査が受けられるよう保健所などの相談体制を拡充することや、新たに可能となった唾液によるPCR検査も活用して体制を構築するよう求めており、さらなる体制の拡充が行われるものと考えているところでございます。

次に、(ホ) 国保の傷病手当制度についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金については、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合で、 療養のため労務に服することができないときに支給するものであります。

国保の傷病手当金については、通常、各保険者の単独負担による任意給付となり、給付を実施するか否かはそれぞれの保険者が保険財政上余裕がある場合などに、条例に基づき行うことができるとされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であること、また、今回は国の財政措置があることなどを踏まえ、町においても国の基準に準じ傷病手当金を支給することとし、専決処分により5月15日に国民健康保険条例の一部を改正いたしました。

具体的な内容としましては、労務に服することができなくなって4日目から支給の対象となり、 支給を始める前月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入額から算出した1日当たりの額 の3分の2の額に、労務に就く予定であった日数を乗じて得られた額を支給するもので、支給期 間は最長で1年6か月、給与等の支払いがある場合は手当金の調整がございます。

改正条例につきましては、去る6月1日の本会議において専決処分事項の報告をした際、大森 議員さんから手当金の対象者について「個人事業主の家族が従事している場合、白色申告は対応 されず、青色申告でなければいけないか」とのご質問に対し、条例改正時点で示されておりまし た国の資料を基に「青色事業専従者の方については含まれると解釈される」とお答えをいたしま したが、その後国の資料が改訂されており白色事業専従者も対象となる旨が追記されていたこと の確認が不足していたことから、本日、開議冒頭、お詫びを申し上げ、答弁の訂正をさせていた だいたところでございます。

14番(大森君) たった今答弁いただきました国保の点でございますけども、やはりこれについて、条例とそれに付随する説明というものについては、やはり一体のものであるということで、議員私どもは、答弁も含めて、説明を含めて、答弁者の答弁を信頼し採否に関わっております。 そういう点では議員の名誉に関わる問題だということをもう一度言っておきたいと思います。

その点についても私ども、一時不再議ということで、反対したことについては、これはついて 回るということで、それを町民の皆さんに誤解がないように私どもがやらなきゃ、誤解を解く方 法をやらなきゃいけないということでありますので、その辺のところについては、今後よろしく お願いしたいというふうに思います。

ちょっと大分時間も少なくなってきまして、いろんな点について2度3度と質問したいわけでありますけども、特に町内事業者の点について一番大きな経営上の問題ということでご質問したいんですが、町のほうでは経営安定特別給付金と、これについては、県内の他町村と比べても非常にすばらしいといいますか、利用者にとって非常にいい内容だと、私は究極の無利子化に近い内容だというふうに評価しているところであります。

それともう一点は、持続化の応援支援金が30%以上という点についてですね、特に納得できません。これは最初の町長の報告でもありましたように、自粛それから休業要請、こういうことを行って、たとえ10%20%の減額は自己責任じゃないんですよね。やはりこの点について再度今後見直しをして、こういうような方らに対しても支援すると。理由は、経営安定特別資金の7割の方が申請されているというお話がありました。それ以外の3割の方々についてはこれでいいのかということもあります。やはり、町や県、国の要請に真面目に答えた皆さん、こういう方々を置いてきぼりにしない、この施策をぜひ見直してほしいと思いますが、それについてのできれば町長のご見解を求めたいと思います。

商工農林課長(竹内君) それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

30%以下の事業所についても大変影響が大きいということでございますけれども、財源確保 も含めまして全事業所を対象とすることは、大変難しいというふうに考えております。休業等の 要請等につきましては県のほうでも協力金等を支援しているところでございます。そういった 国・県の支援制度も活用いただきながら対応してまいりたいというふうに考えているところでご ざいます。

14番(大森君) 経営安定特別資金、非常に有利な資金ということであるんですが、これでも借金なんですよね。たとえ10%や20%の売上げ減の事業者にとっても大変大きな資金ですよ、特に零細企業にとっては。その月々の売上げで来月の仕入れをして経営をしていると。悪くといいますか、本当に一般的に言えば自転車操業みたいなところでやられているわけです。こういう

ところにきちっと目を向けた施策を求めていきたいと思います。これについてはまた次回改善されなければ、質問していきたいというふうに思います。

時間も大分迫ってまいりますので、次の点について質問してまいります。 2 といたしまして、 公共施設のグランドデザインについてであります。

(イ) 公共施設グランドデザインについてお尋ねいたします。

この冊子が作られ7ページの第3章、施設整備の方向性の1、基本的な考え方(1)本構想の対象とする施設について108施設中、一定規模、延床面積が300平米を超える22施設を対象としているということで、先にこれについて検討して実施したいという内容が述べられております。

これについてなぜこれだけにしたのか、何で総合的に全施設を行わないのか、これについてお 尋ねします。

またこれらの施設整備の検討するに、併せて、名称の改名とか、あるいは役場組織も含め検討 が必要ではないかと。これ、複合的な施設も検討していくという方向性も出ているわけですから、 これについてもどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお願いします。

**企画政策課長(臼井君)** 公共施設グランドデザインについてのご質問にお答えをいたします。

坂城町公共施設グランドデザインにつきましては、公共施設の計画的な施設整備による財政負担の軽減や平準化を目的として策定した坂城町公共施設等総合管理計画と、今年度策定を行う施設ごとの実施計画となる坂城町公共施設個別施設計画を将来のまちづくりや理想とする公共施設の在り方と、そういった概念により結ぶ町の公共施設の整備構想として昨年度策定をいたしました。グランドデザインの策定にあたりましては、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画でも専門的な見地でお力添えをいただきました長野大学教授にご参加をいただくとともに、建築専門業者の技術的助言も受ける中で検討した公共施設整備の方向性について、議会をはじめ、各分野の有識者の皆様による策定委員会でご審議をいただき、また住民の皆様には、町ホームページにグランドデザイン案の全文を掲載し、意見公募も実施する中で策定を致してきたところでございます。グランドデザインは、2040年までの20年間を見据えた構想で、町内を4つの地域に分け、それぞれの地域の特性や町が行ってきた施設整備の経過等を踏まえまして、町の主要な公共施設に係る今後の施設整備の方向性を示しております。

ご質問のグランドデザインに取り上げました施設の基準という部分につきましては、建築士法におきまして、延べ床面積が300平方メートルを超える建築物について、特に建物の安全性の確保を図るために、一級建築士の関与が必要となる一定規模以上の建築物として位置づけられておりますことから、グランドデザインには、300平方メートルを超える施設について取り上げることとしたところでございます。グランドデザインにつきましては、町が所有する108の公

共施設のうち、300平方メートルを超える施設について整備の方向性を示しているところですが、本年度策定してまいります公共施設個別施設計画につきまして、別に施設の長寿命化計画が策定される学校施設、町営住宅、公園施設を除き、グランドデザイン対象施設を含んだ全ての公共施設について取り上げ、向こう10年間の施設管理の方向性などについて掲載をしていくことを考えております。

続いて、施設の改名や役場組織を含めた検討についてでございますが、国が示す個別施設計画への記載事項は、対象施設、計画期間、貸借の優先順位の考え方、個別施設の状況、貸借内容と実施時期、貸借費用の6項目とされており、施設の名称や管理方法等については、計画の構成には含まれていないものと捉えているところでございます。従いまして、個別施設計画の策定作業の中で、施設の名称について検討を行っていくことは現在考えておりませんが、びんぐしの屋内ステージなど、施設のリニューアルに合わせてより親しみやすい名前をつけたという事例もございます。そうしたタイミングで愛称の募集や、必要があれば施設名の検討等を行うのは適当かと考えるところであります。

今後、個別施設計画の策定に向けて、各公共施設の使用状況や施設が果たす役割、機能、充当が可能な財源など、施設に関する課題についてのヒアリングを実施してまいりますが、特に更新が必要となる施設につきましては、求められている機能や規模、施設管理やサービス提供に必要な職員等の執務スペース、そういったものについても大枠にはなりますけれども、検討に含めてまいりたいと考えております。そうした中でより具体的な部分につきましては、策定した個別施設計画の実行段階における建設委員会などの中でご意見をお聞きする中で、より使いやすく住民サービスの向上につながる施設づくりの詳細を詰めていくという形を想定しているところでございます。

### 14番(大森君) ちょっと2点についてお尋ねします。

一つは、B. Iプラザにある文化財センター、これについては古文書の保存、閲覧、当然埋蔵 文化等の事業がありますけれども、また青木下遺跡の出土品の展示等がありますが、やはりこれ は文書館的な施設を用意して古文書や町の文書の公開などを考えていく必要があるんではないか と。そして青木下の展示も、もっと皆さんの目に届くようなこういう展示の仕方、宣伝の仕方も 必要ではないかというふうに考えます。

もう一点は、保健センターと老人福祉センターが複合施設として更新されます。これについては、当然だろう、あるいはいいことだというふうに思います。私は、そこへ坂城保育園にある子育で支援センターを一緒に設置して、やはり子どもさんの支援を行うと同時に健康状態をチェックしてあげるという点で、ここのところを一応町の真ん中にあるという点も含めて、こういう組織的な変革も必要ではないかというふうに考えます。

とりあえずこの2点についてどのようなお考えか、お尋ねいたします。

**企画政策課長(臼井君)** 文化財センター等の展示物、そういったものについてを別の場所へといったような質問の内容であったと思います。

そういった部分につきましてグランドデザインの中では、B. I プラザのハード的な部分、こちらについては保全をしながらもうしばらく使用していくというところで考えております。施設のグランドデザイン、それから今年策定を進めてまいります個別施設計画、こちらにつきましては、町全体の建物のハード的な部分について考えてまいりたいというふうに考えておりますけれども、その次の部分でそうした施設の運営ですとか、持ち方といった部分も検討していく部分になってこようかと存じます。

続いて、子育て支援センターでございますけれども、子育て支援センターにつきましては、町の施設の中でも比較的新しい施設ということでございます。そうした中で、各保育園に分室の機能を設けて有効に機能しているというふうに考えるところでありますので、子育て支援センターにつきましては、当面こちらについても現状の施設を使用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**14番(大森君)** まだまだ議論の余地ありますので、これも今後質問していきたいというふうに思います。

最後になりましたが、時間ありませんけれども、端的なご答弁を願いたいと思います。中心市 街地の整備について、お尋ねいたします。

(イ)といたしまして、私は、また私の地元区の皆さんも結構要望いただいているのですが、 憩いの公園が欲しいというようなことが言われております。町民の生活文化の水準をきちっと評価していくという点から見ても、生活圏内に身近で憩いの場となるようなこういう空間が必要ではないでしょうか。

そういう点で、これまで坂城駅周辺では、169形の車両の取り組みから昨年の葡萄酒祭りでは約2千人、また2015年にエヴァンゲリオンが行われましたが、1万人が来町するというようなことがあります。やはり坂城駅に訪れた皆さんが、散策できる、そして休憩できるこういう場所が必要ではないかと、このように考えるのですが、これについてのお考えをお尋ねいたします。

### **商工農林課長(竹内君)** 中心市街地の整備についてお答えをいたします。

中心市街地に憩いの公園をとのご提案をいただきましたが、町なかにおける公園緑地といった 憩いの空間は、エリア内を回遊する来訪者をはじめ、地域の皆さんが集い交流するスペースとし ての機能があろうかと思います。鉄の展示館とふるさと歴史館を有機的に結ぶ回遊性、また鐵の ほそ道を中核とする観光や商機能の充実、有事の際における避難場所や活動拠点としての活用な ど、町の中心市街地における新たな魅力の創造と機能強化といったことを考えていく必要があろ うかと存じますので、周辺整備の計画立案を早急に進めてまいりたいと考えているところでござ います。

14番(大森君) ぜひその実現するようにお願い申し上げたいというふうに思います。

これまで質問で大分割愛してまいりました。 2点について要望ですけれども、緊急事態宣言が解除されて、全国的に人の行き来が段々と増えてまいります。町の玄関である坂城駅、そしてテクノさかき駅について、この消毒用の液ですかね、そういうものは置かれているかどうか。置いてなければ、ぜひそれを置いて町内入るときにはきちっと感染防止をして入っていただくということが必要だというふうに思います。

あともう一つは、国保の点ですが、これも要望ですけれども、被保険者、世帯主に対してのこれ自も青もそうなんですが、傷病手当の対象外になっているという点で、最近、それぞれの自治体でこれを国がやらないということで、その自治体が独自に事業を設けて、その被保険者に対しての傷病手当金も用意するという条例改正をしているところが出てきております。やはり今後もこれを検討していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長(西沢さん) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時08分~再開 午前11時18分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

**9番(滝沢君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様、感染拡大により生活に大きな影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、医療従事者の皆様、感染拡大防止にご尽力いただいている関係者の皆様に深謝申し上げます。

町におかれましても広範にわたる施策の取り決めをいただいておりますこと、敬意を表すると ころでございます。

さて、私たち人類は、この新型コロナウイルスのパンデミックにより尊い人命、教育の場、文化、産業の経済活動など、多くのものが奪われ、日常の生活、人と人のつながりなど、分断を余儀なくされました。特に子ども達の教育現場への影響は大きく、学びの場が失われ、多くのスポーツ大会も中止となりました。私が大変残念に思っておりますのが、吹奏楽コンクールと小学生のバンドフェスティバルの中止です。長野県の吹奏楽はレベルが高く、毎年楽しみに注目しておりました。小学生のバンドフェスティバルにしましても、南条小学校の金管バンドは全国大会でもすばらしい成績を収めていただけに、子ども達、保護者の皆様、関係者を含め、これまで積み重ねてきた皆様の練習の成果を表現できない、やり場のない無念さは計り知れません。

町への要望としてお願いいたしますが、ぜひとも子ども達が輝ける場を、今後、何とかつくっていただくようお願いをしたいと思います。

では、本題に入ります。

1、新型コロナウイルス禍を乗り越えるために。

5月25日、全都道府県に発令されていた新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されました。しかし、東京都の現状は、まだまだ予断を許さない状況であります。

県では、5月29日、社会活動再開に向けたロードマップが示されました。新しい生活様式が 求められ、これまでの規制から徐々に緩和へと移行し、社会構造も大きく変わっていくわけです が、町としましても、示されたロードマップにより、今後も感染予防への施策の取組が求められ るところであります。

3項目について取り上げます。

(イ) 今後の取り組みは。1、第2、第3波への懸念がある中、今後の予防策と町民への周知は。

北九州市の例を見ましても、第2波の懸念は十分に考えられます。今後の指針をお示しいただ きたいと思います。

2、町の事業、行事、イベントの延期、中止についての考え方と開催の場合の感染予防は。 直近の事業、町民まつり、成人式、防災訓練などについて伺います。

これまで残念なことに多くの事業、行事が中止、延期になっておりますが、県のロードマップに基づき、その方向性を伺います。町民まつりは、既に5月29日に開催中止の発表がありましたが、その経緯についてもお伺いいたします。

3、各区への支援の状況は。町の公民館事業、行事が次々と開催中止となる中、それに伴い、 各区の分館活動も停止状態であり、地域のコミュニケーションづくりに大きな懸念があります。 このままでは、ますます活力が失われ、地域活動が疲弊していくのではないかと危惧をしており ます。

町としましても、ハード、ソフト面での支援が必要と考えますが、取り組みについて伺います。 次に、(ロ)町内事業所の状況についてです。

あのリーマンショックから12年余り、私も当時、経験をいたしましたが、大変に辛い思いを いたしました。そして今回のコロナショックでは、町の産業界全体に大きな打撃を与えておりま す。特に企業関係の影響はこれからさらに広がっていくのではと大きな不安があります。雇用を 守るということは、その家族も含めた生活を守るということであり、重要な課題であります。

私からは雇用関連の状況について伺います。 1、休業の状況と雇用調整助成金の利用状況は。 2、今後の業績への見通しは。また、さらなる支援策の取り組みはについて質問いたします。 次に、(ハ) としまして、フェイスシールドについて取り上げます。

1、マスクとフェイスシールドについて。効果の捉え方は。教育現場の熱中症対策とフェースシールド採用の考えは。

マスクですが、これから夏場を迎えるにあたって大変辛いものがあると思います。職員の皆様も1日中着けていらっしゃるということで大変だとお察しをいたします。新しい日常として、このマスクは、いわゆる3密、ソーシャルディスタンスが求められる中、必須のアイテムとはなっております。これも一時、大変な品不足の状況でした。しかし、最近はかなり市中に出回ってきており、マスクも手作りのものなど大変カラフルなものもあります。一つのマスク文化ということで定着しているという感じがいたします。

そのマスクということで一つ、先週末から町民の皆様にも配布がされています、この政府からの布マスクでございます。これを見ますと昔の小学校の給食当番を思い出すんですが、これ、いろんな捉え方はあるんですが、近隣の自治体では、これを寄附というような形で窓口を作って、対応しているという自治体も出てきております。当町の場合も、先ほど備蓄品のマスクということで9,500枚というご答弁がありましたが、必要なときに、必要な方にという意味合いでは、そういうような考え方もいいんじゃないかなということが、これは町の町民の方からのご提案があったわけでございます。これは通告しておりませんが、もし、町長で何かいい知恵がありましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、フェイスシールドです。今日、持ってまいりましたが、これは、ちょっと声がこもりがちになっちゃいますかね、これをやるとね。これ、開閉式でこう開きます。それで、例えば、飲食の場合には、飲み物とか食べたり、やって、またこうやって喋ると、いろんな使い方があって、種類もいろんなタイプが出ておりますが、最近、先ほど言いましたように医療現場以外にもいろんな形で紹介をされている報道なんかがあります。これが隣の千曲市では、市内の企業さんから6千枚の寄附があったということで、市ではこれを学校現場の音楽の授業に採用して使ってみたりと、これで楽器とか吹けるようなことが可能だということで、いろんなことができると思うんですが、接触防止と、それから飛沫感染ということでは、これはある程度の効果はあると思うんですが、これの、どうしても隙間がマスクに比べて当然ありますので、これをどう捉えるかというあたりだと思うんですけれども、教育現場なんかでもそういう例がありましたけれども、ある放送の情報番組では、教壇に立った先生がマスクをしないでフェイスシールドだけでやっていらっしゃる、そんなような紹介もありました。というのは、教壇に立つということはある程度、生徒さんとはソーシャルディスタンスですか、距離があるわけですから、2メートル以上離れていれば、マスクでなくて、このフェイスシールドだけで、それはある程度一定の効果があるのではないかというようなご紹介でございました。

いずれにしましても、このマスク、やはりいろんな不都合といいますか、それだけの、当然、 効果はあるとは思うんですが、やっぱり、こういう対面で話したときに、相手の表情が分からな い、コミュニケーションづくりに対して、非常にここはデメリットな部分があるんじゃないかと、 それから先ほど言いましたように、これから夏場を迎えるにあたって、熱中症の危険性ですね、 こういうリスクもありますので、これは先ほど言いましたように、それぞれメリット、デメリットがありますので、一概にこれがいいということは言えないわけですけども、いろんな形で活用も考えていただけるんじゃないかと思うので、それも含めてご答弁をお願いいたします。

以上、1回目でございます。

**町長(山村君)** ただいま、滝沢議員さんから1番目としまして、町の新型コロナウイルス禍を乗り越えるために、るるご質問がありましたけれども、私からは、その(ロ)の町内企業の状況についてお答え申し上げたいと思っております。

マスクの話がありましたけれども、きょう、私、カラフルなマスクしておりますけれども、最近、いろんなマスク、工夫されて作られている方がいらっしゃいまして、先日、坂城町の役場の 先輩、OGの方ですけども、その方が役場職員のためにと120枚マスクを作っていただいて、 カラフルなマスクを着けてみました。きょう着けているのは私ぐらいしかいないんですけども、 多分、大切に家で使っているんだろうと思います。

さて、町内企業の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国武漢市で確認されて以来、全世界に感染が拡大し、現在も猛威を振るっているという状況であります。日本国内では4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。この間、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業所等による休業や時間短縮などの感染防止の取り組みにより、緊急事態宣言は長野県を含む39県において、5月14日に解除され、5月25日には全ての都道府県で解除されました。この宣言の期間中、町民の皆様、町内事業所の皆様にはご理解とご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が全面解除されたことで、これから経済活動が徐々に進み、企業活動が活発化されていくことを期待しますが、新しい生活様式を踏まえ、引き続き感染防止の取り組みを行いつつ、それぞれの企業が早期に回復できるようニーズにあった施策、支援策を講じてまいりたいと考えております。

さて、ご質問のありました企業の休業等の状況でございます。町内全体の企業について、細かい調査はできておりませんけども、私どもで3か月ごとに企業経営状況調査ということで、定点観測をしております町内20社に聞き取り調査を行いましたところ、12社が通常どおり稼働しており、また、週休3日としている企業が6社、受注状況に応じて休みを調整している企業が2社ございました。通常稼働している企業の中でも、生産ラインや部署によっては受注状況に応じて一時帰休を利用しているところもございました。という状況であります。

次に、雇用調整助成金の利用状況についてお答えいたします。雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化し、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の

雇用維持を図るため、従業員を一時的に休ませるなどの雇用調整を実施した場合、事業主に従業員に支払った休業手当等の一部を国が助成する制度であります。

当町を所管します篠ノ井公共職業安定所に確認したところ、当町の支給申請件数をまとめたデータはありませんでしたが、篠ノ井管内では5月末現在で、雇用保険適用事業所数3,034事業所のうち、支給申請件数は65件でございました。こちらも企業経営状況調査を行う町内20社に申請の有無を確認したところ、申請済み及び申請予定の事業所は15社と、多くの企業が活用するとの回答があり、一時帰休をしている企業や、今後予定している企業が申請している状況でございます。

今後、さらに利用する企業が増えることが予想されることから、国においては、6月30日までとしていた緊急対応期間を9月30日まで延長する方針を固め、日額上限も8,330円から1万5千円に引き上げ、4月1日に遡って適用する予定としております。

また、県においても中小企業等の支給申請書の作成をサポートするため、令和2年9月30日 まで労政事務所に社会保険労務士を配置し対応しております。

町におきましても、先月25日に商工会と共催で町内事業所向けの新型コロナウイルス感染症 関連支援策の説明会を実施し、町で創設した支援金、補助金の説明と合わせて制度の確認をいた だいたところでございます。

商工農林課におきましては、新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を常時開設し、 各種支援策の紹介をさせていただいておりますので、ご相談等ございましたらご利用いただきた いと思います。

続きまして、今後の業績への見通しとさらなる支援策の取り組みについてお話し申し上げます。 内閣府が発表しました5月の月例報告では、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、 急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」とし、当面は、厳しい状況が続くと見込ん でおります。

また、町内製造業の景況を把握するための企業経営状況調査を行う町内企業20社に聞き取り 調査による調査を行い、今後の景況感について伺ったところ、売上げの増加が3社、減収が5社、 不変が3社、不透明が9社という回答でありました。約半数の企業につきましては、今後の予測 がつかめないため、これからの生産計画を立てられない状況であるとのことでございます。

5月25日に行いました商工会や町内金融機関との連絡会議では、製造業の状況として、「売上げがこれからさらに下がる」、「受注がいつ戻るか分からない」といった声があるほか、医療系製品や食品関係の製造で増産がある業種があるものの、自動車産業については、エンドユーザーの購買意欲が下がっているため、生産量や小売販売も減少しているとの報告がございました。また 新型コロナウイルスの感染予防として 党業活動や展示会等への参加など 販路拡大に

また、新型コロナウイルスの感染予防として、営業活動や展示会等への参加など、販路拡大にも制限があったことも売上げ減少の一つの要因と考えております。

飲食業、小売業等につきましては、外出自粛や休業、営業時間の短縮要請等による感染予防対応のため、行楽客や店舗利用者が激減し、業績の悪化につながっているということでございます。 緊急事態宣言が解除されたことにより、企業活動も徐々に動き出すことと思いますが、今後の 見通しの予測がつかない状況でございますので、今後も商工会や金融機関などと連携を図り、町 内事業所の経営が早期に回復するよう努めてまいりたいと考えております。

これまでも、国の支援策と併せ、町独自の施策展開を実施しているところであります。今後の 支援策につきましては、これからの経済状況や事業所のニーズを踏まえる中で、さらに実施が必 要となる場合は、町内事業所の事業継続と経営の安定化が図れるよう支援をしてまいりたいと考 えております。

福祉健康課長(伊達君) 私からは、(イ)今後の取組は、のご質問のうち、今後の予防策と町民 への周知、また、町の行事、イベントの延期、中止の考え方についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の拡大に伴い、4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には、都市部から地方への感染波及の状況から、対象地域が全都道府県に拡大、5月6日を期限に外出の自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われました。その後、感染状況等を踏まえ、5月14日に長野県を含む39県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されたところでございます。

しかしながら、緊急事態宣言は解除されたものの、感染のリスクがなくなったわけではなく、 現在も新規の感染者数が増加している地域もあり、第2波、第3波も懸念される中、引き続き感 染防止対策に取り組む必要があります。

国においては、5月25日に外出自粛やイベント等の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安を示し、これを受けて、長野県では5月29日に社会経済活動再開に向けたロードマップを作成いたしました。これによりますと、新しい生活様式の定着等を前提とした移行期間を7月31日までとし、人の移動や観光、地域内の需要喚起、イベントなどについて、段階的に活動のレベルを引き上げていくこととしており、基本的には町においてもこれに準じた対応をすることを5月29日の対策本部会議で決定したところでございます。

「新たな生活様式」につきましては、5月4日の国の専門家会議により、その実践例が示されたところで、一つとしては、「一人ひとりの基本的感染対策」として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染防止の3つの基本と感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える等の移動に関する感染対策が挙げられています。

2点目として、手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底、こまめな換気、身体的距離の確保、 3密の回避など、「日常生活を営む上での基本的生活様式」、3点目として、買い物、娯楽、スポーツ等、公共交通機関の利用、食事、冠婚葬祭など親族の行事に関する「日常生活の各場面別 の生活様式」が、また、4点目としてテレワークや時差出勤などの「働き方の新しいスタイル」 が挙げられています。

また、県においても、信州版新たな日常のすすめを作成し、感染予防について県民にお知らせをしており、町も国、県の取り組みに連携した「新型コロナウイルス感染防止の取組みについて」を作成し、ホームページでお知らせをしているところでございます。

今後の感染の状況によっては、対応が変わる可能性もございますが、町としましては、国、県の動向を踏まえ、今後もホームページや防災行政無線、必要に応じてチラシ等を全戸に配布するなど、随時、最新の情報をお知らせしてまいりたいと考えております。

町民の皆様にも「新しい生活様式」を意識し、引き続き基本的な感染予防を心がけていただき、 感染防止にご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、町の行事やイベントにつきましては、これまでも町の対策本部会議において協議し、中 止や延期等について決定をしてまいりました。判断基準といたしましては、換気の悪い密閉空間、 多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの密の回避ができるかどうかと いうことを主眼に置き、マスク着用や手指消毒の徹底を基本とした上で、屋内では定期的に換気 を行う、可能な場合は参加者数を減らす、極力時間を短くする、参加者間の間隔をできるだけ 2メートル、最低でも1メートル確保するなど、最大限の工夫をした上で開催の可否を判断する こととしております。

また、多数の参加者が見込まれたり、参加者が特定できないものや、高齢者、基礎疾患のある 方などの参加が見込まれるイベント等につきましては、感染拡大のリスクが高いと考えられるこ とから、当面は慎重な対応をすることとしております。

個別の行事等については、これらの基準に照らし、一つ一つ精査した上で判断をしており、町 民まつり坂城どんどんにつきましては、実行委員の皆様に書面でご意見を伺い、大会長である町 長、副大会長の議会議長さん、商工会長さん、区長会長さん、消防団長さんによる審議の結果、 中止の判断を行ったところでございます。

また、毎年8月15日に開催している成人式・成人祭につきましては、年代的に地元を離れて 就職や進学をされている方もおり、県内外からお集まりをいただいている状況や、成人祭におい ては飲食をしながら歓談をするといった状況を踏まえ、実行委員会において検討をいただいたと ころ、8月15日の開催は難しいとの判断となり、秋頃に延期の方向で、今後、実施日等を決定 していく予定といたしております。

その他、町民運動会や町文化祭においても、同様に実行委員会を開催する中で検討をお願いしていく方向で考えております。

また、村上地区を対象として8月30日に開催を予定しております町の総合防災訓練につきましては、昨年の台風19号災害を踏まえての訓練内容の見直しや、運用を開始した同報系防災行

政無線及び今年度整備される移動系防災行政無線を使った訓練を含め、特に密になる状況を回避する実施方法や開催時期について、改めて検討をしているところでございます。

なお、町主催のイベント、行事等の中止や延期の状況につきましては、随時、ホームページを 更新し、お知らせをしておりますので、引き続き迅速な情報発信に努めてまいります。

企画政策課長(臼井君) 私からは、各区への支援の状況という部分についてお答えをいたします。 自治区等が実施する地域の活動は、その内容や規模、実施時期など、地域によって様々であり、 それぞれ事情も異なることから、事業の取り組み方や行事の実施の可否等について、判断に苦慮 しているといった声が、新型コロナウイルスに対する対応が本格化した本年2月頃から幾つかの 区から寄せられたところでございます。特に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対 応等につきましては、大変短いスパンで状況が変化しておりますことから、町といたしまして、 各自治区の行事開催の可否や内容変更などを検討される際の参考にしていただけるよう、国や県、 町の対応、対策等が発表される都度、地域にお願いしたい取り組みや町における行事やイベント に係る開催の考え方について、区長さんや分館長さん宛に、直接、情報提供を行ってまいったと ころでございます。そうした情報も参考にしていただく中で、各自治区におきましては、密集、 密接、密閉のいわゆる3密を避けるなどの開催方法の工夫や、場合によっては行事を中止、また は延期するなど、地域を挙げて新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をいただいていると ころでございます。

情報の提供といった面以外でも、地域の実情に応じて実施が必要となる活動や取り組み、資源 物収集の立合い等における感染症の防止、予防にご活用いただけるよう、4月下旬に全区にマス クの配布を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止とともに、感染拡大の影響を受けている住民生活の支援をする目的で創設された国の地方創生臨時交付金を活用した地域への支援策として、感染予防のためのマスクの追加配布や資源物収集等に使用していただけるビニール手袋、公民館や集会所など施設用の消毒液、手指消毒用のアルコール消毒液など、地域の活動で使っていただける物品について予算を計上し、早期の配布に向けて準備を進めているところでございます。

国の提唱する新しい生活様式は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、従前の生活様式を変えながら社会活動レベルを段階的に戻していくために、社会全体、地域全体で実践するライフスタイルであります。今後、この新しい生活様式を実践していくにあたり、感染拡大を防ぐことはもとより、同時に新型コロナウイルスへの感染リスクが地域の活動意欲の低下につながることのないよう、また、地域における人と人とのつながりや積み重ねられた共助の力、こういったものを継続するためにも、今後の地域活動における新しい生活様式の円滑な実践に向け、引き続き情報提供をはじめ、必要な支援を講じてまいりたいと考えているところでございます。

保健センター所長(竹内さん) フェイスシールドについてのご質問のうち、マスクとフェイス

シールドの効果についてお答えいたします。

まず、マスクとフェイスシールド両方に共通する効果といたしまして、ウイルスのついた手などで直接口に触ることを防げることが挙げられます。また、それぞれの特徴といたしましては、マスクは咳やくしゃみなどの症状のある人がマスクを着用することにより飛沫の感染を防ぐことができ、感染拡大を防止する効果があります。しかし、マスクは花粉の侵入を防ぐ効果はあるものの、一般的なマスクでは新型コロナウイルスのような微粒子の侵入を完全に防ぐことは難しいといったことが挙げられます。

一方、フェイスシールドは、様々な形状がありますので、形状によって効果は異なりますが、 眼に加え、鼻腔、口腔粘膜を同時に防護し、飛沫の跳ね返りや飛び散りを減少させますが、曇っ てしまったり長時間の着用にはあまり適さないとされ、一般的には医療現場など、感染患者に接 触するリスクが高い場所で使用されることが多いとされております。こうした特徴について理解 していただいた上で、感染予防としてどちらを使用するかにつきましては、使用される方の判断 によるところかと思います。

今後の感染の状況によっては、対応が変わる可能性もございますが、新型コロナウイルスに関しては、新しい生活様式で示されているように、一人一人の基本的感染対策として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染防止の3つの基本を行うこととされておりますので、まずはマスクの着用を基本に、必要に応じてフェイスシールドを使用していただくといった選択もあるのではと考えております。

**教育文化課長(堀内君)** (ハ) フェイスシールドについてのうち、教育現場の熱中症対策とフェイスシールド採用の考えは、についてお答えいたします。

町内小中学校につきましては、長期間に及んだ一斉臨時休業も終わり、5月25日から学校再開を迎えるにあたり、3密を避けた新しい生活様式を取り入れながら、新型コロナウイルス感染症と共存していかなければならないという認識の下、子ども達の学びを保証することの両立を図ることが重要であると考えるところでございます。

文部科学省から学校再開に向けたガイドラインが作成され、「学校教育現場においては、飛沫を飛ばさないことを重要視し、基本的には常時マスクを着用することが望ましい」と示されております。ただし、「気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外し、十分な換気と人と人との距離を確保するなどの配慮が必要であり、体育の授業においては、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクが高まるため、こうした配慮がなされれば、マスクの着用は必要ない」と示されているところであります。

今後、新しい生活様式を取り入れ、学校生活を行っていく上では、飛沫を飛ばさないために有効であるマスクの着用のほか、3密を避けるよう対応してまいりますので、現在のところ、学校へのフェイスシールドの採用については予定していないところでありますが、学校運営の状況や

国、県の指針等の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

- 9番(滝沢君) 町長、担当課より多岐にわたり詳細なご答弁をいただきました。どれも非常に大 切な内容で、本当はちょっと所見といいますか、いろいろ意見もあったんですが、ちょっと時間 も限られておりますので、町長に一つだけ、ちょっとご答弁いただきたいんですが、先ほど、答 弁の中で、飲食店の売上げ、業績がかなり落ち込んでいるというようなお話の中で、町は、その 中でもテイクアウトの事業、それから職員の皆さん、デリバリー、これも非常に積極的に取り組 んでいただいているということは評価をしておるんですが、その中、5月2日に、県の首長会で、 市長やそれから職員の歓送迎会、これが2月、3月にかけて全て中止、延期、延期というのはど うなるか分かりませんが、開催をされていないわけです。その中で、首長会で、今後、積極的に、 そういう今まで、ちょっと延期に、中止になっていた歓送迎会を市ですから、市のいろんな飲食 店を使ってどんどんやっていこうというようなことが、皆さん総意で了承されたということが載 っておりました。これは、私も事務局に確認したら、町村会のほうにも、そのような指針をこれ から下ろしていくというような話もしておりましたけれども、その点について、新しい日常とい うことで、なかなか3密という部分では、非常に難しい部分もあるんですが、やはりいろんな工 夫でできる、私、あれもできると思うんですけども、当町の場合、そのような方向性についての お考えをお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。
- **町長(山村君)** 長野の加藤市長の発案で、そういう発言されたと思いますけども、私、その場にいませんでしたので、詳細は分かりませんけども、国全体としましても、何とか皆さんでご協力いただいて、6月19日以降、新たなステージに入っていくと思いますので、その段階で適切な状況になっていれば、3密を防いで、新型コロナウイルスに対する対応の仕方を注意しながら、そろそろ会食の機会というのも積極的に適切につくっていったらどうかなと思いますので、そういう趣旨で、町としても声がけをしたいなというふうに思っております。

以上であります。

**9番**(滝沢君) 前向きなご答弁いただいたと思います。我々同僚議員の中にも飲食店を経営されている方もいて、大変、いろんな辛い思いをされていると思いますので、やはり、町がある程度、そういう方向で示していただければ、町民の方もそれに続いてやっていけるんじゃないかと思うので、ぜひ、前向きにお願いしたいと思います。

あと、全体的に、非常に、これはそれぞれ問題、それからいろんな施策というのは、それぞれいろんな形でやっていただいているんですけども、やはり一番心配なのは、当町では今のところ感染者というような事例は出されておりませんけれども、最近の報道では無症候感染者、実際に感染していても自分の症状として出ない、ただ第三者にうつしてしまう危険性があると、これは非常に、やはりこのコロナの恐ろしいところだと思うんです。ですから、今後、第2波、第3波ということを予想する場合に、もし、今のところ、当町では出ておりませんが、あってはほしく

はないんですが、もしそういう感染者の方が出た場合に、どういう対応を取られるのか、それだ けちょっと確認をしておきたいのですが、お願いいたします。

福祉健康課長(伊達君) もし、町内で感染者が出た場合の対応ということでございます。現状で申し上げますと、感染者が発生した場合、感染者ですとか濃厚接触者に関する直接的な対応というのは、これは保健所の管轄になってまいります。そうした中で、保健所から特段の要請があれば、そうした方のケア、フォローについては協力をしてまいりたいと考えていることが1点。それと、町といたしましては、感染経路ですとか、濃厚接触者の状況などを把握する中で、場合によっては、必要に応じてということになるかと思いますけれども、例えば、町内施設の利用の制限であったり、あるいは閉鎖といったことについては、その都度判断をしていくということになろうかと存じます。

また、県による感染者の発表、従来、保健所単位ということでやっておりましたけれども、4月24日付の県からの事務連絡によりますと、市町村名まで公表しますということになっておりますので、そうした際に、町民の皆様に混乱を招かないように冷静な対応を呼びかけていくということも必要だろうと思います。また、こういったことがあると当然ながらお問い合わせですとか、ご相談といったことも増えてくると存じます。こうしたことを踏まえまして、町のほうでも、5月に町の保健師が長野保健所の有症状者の相談窓口の相談の対応について、実際に現地へ行って学習をしてきたといった経過もございますので、ケースに応じて適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

9番(滝沢君) 再答弁いただきました。やはり、まずそういうこと、あってほしくないんですけれども、やはり、町民の方、そうなった場合、いろんな受け止め方をして、今回の場合も、そんな形でいろんな尾ひれがどんどんついていくというようなことが非常にまずいなと私思っております。やはり、その場合、対処というのは、なかなか難しいと思うんですが、やはり正確な情報の提供と、それから発信、やっぱりこれを町のほうには何とかお願いをしたいと思います。

それと、いろいろご答弁いただいた中で、マスクです。先ほど、ご答弁いただきましたけれども、やはり、今、我々、マスク日常になっているんですけど、やっぱりこのマスクを過信してはいけないと私は思うんです。やっぱり使い方によっては、いろんなところに触って、また置いて、また着けてという、こういう繰り返しの中では、自分の手についたウイルスが、また、口から鼻からというリスクがありますので、そこら辺はやはり、もう一度考えなくちゃいけないのかなと、それに伴ってフェースシールドも、私もちょっと若者のグループに、連休前に提案したんですが、今、市販でかなり安いものから出回っているということで、今後、また考えていきたいというふうには言っておりましたけれども、マスクとフェースシールド併用でできるような高機能なものが坂城町のものづくりの技術でできればいいなというふうに思っておりますので、研究できるところはお願いを申し上げます。

ということで、各自治区のほうの対策といいますか、あれもお聞きしたんですが、ちょっと再質問の時間がありませんので、1点だけ、先ほどの中で、最初の大森議員の中でも、非接触体温計というお話がありましたけども、これ、いろんな場合に区の中でも考えられる場合があると思うんで、これ各27自治区に全て1個ずつというのはちょっと大変だと思うんですが、場合によって貸与というか貸し出しができるようなことができればいいなと思っております。その点を提案させていただいておきますのでよろしくお願いいたします。

ということで次のテーマに移りたいと思います。

2番目、マイナンバーカードについてであります。

何かと物議を醸しているマイナンバーカードですが、このたびの特別定額給付金での混乱があり、様々な問題が発生しております。特別定額給付金の事務作業で、オンライン申請では、アナログでの確認作業を強いられ、大変手間のかかる状況が推察されます。ただ、当町の場合は短期間で給付も始まり、迅速な対応をしていただいておりますことに感謝をいたします。

以下、状況について伺います。(イ)利便性の向上に向けて。

- 1、特別定額給付金のこれまでの申請状況とオンライン申請状況は、また、申請上の不備は。
- 2、マイナンバーカード交付の現状で、3月までの状況と4月以降の交付実績、交付率など、 また再交付の状況を伺います。
  - 3、今後、マイナンバーカード普及に向けての取り組みは。

次に4としまして、マイナポイント制度の概要と申請の状況は、また今後の周知への取り組み はということで質問いたします。

**総務課長(柳澤君)** 2、マイナンバーカードについて。 (イ) 利便性の向上に向けてのご質問の うち、特別定額給付金について答弁いたします。

町民の皆さんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出自粛等の制限を強いられた状況の中、生活支援などを目的とした1人あたり10万円が給付される特別定額給付金に関しましては、当町における申請受付をオンライン分について5月1日から開始したところでございます。また、郵送による申請受付は申請書を5月20日に一斉に発送し、翌週26日から開始をいたしました。

これまでのところ、6月3日時点でオンラインにより151件の申請を受け付け、郵送や窓口での紙の申請書による受付を4,800件ほど受け付けたところであり、全世帯のうち約8割の申請をいただいたところでございます。

5月20日の最初の給付金の支給から順次審査、入力作業を終えた分について支給手続を行っているところであり、6月3日時点で3,203世帯、8,010人分、8億100万円の支給が完了したところでございます。今回の制度の趣旨も踏まえ、多くの職員が通常業務と合わせて作業に携わり申請いただいてからできる限り早く支給できるよう努めているところでございます。

申請いただいた際の不備等に関しましては、オンライン申請に関しましては当町においてはほ とんど見られず大部分が正常に申請いただいている状況でありますが、同じ方が複数回申請され たり、通帳等の必要な添付データがなかったりと若干ではありますが、受け付けられなかったり 修正をお願いしたケースがございました。

なお、マイナンバーカード申請窓口では幾分混み合いましたが、報道等にありました人々が殺 到するようなことは見られませんでしたし、オンライン申請を中止するといった混乱は生じてい ないところでございます。

一方、郵送などによる紙の申請書によります申請におきましては、添付書類としてお願いしている世帯主の身分証明書や振込口座の写しなどがついていないケースなど、必要事項のご記載がないケースなどが一定程度あります。順次書類をそろえていただいたり、追記していただくなど、それぞれ個別に修正をお願いしているところであり、書類の補足や修正後再審査を行いまして、支給手続を進めているところでございます。

住民環境課長(関君) マイナンバーカードの交付状況について、お答えします。

令和2年5月末現在、1,713枚、町民全体に対して11.54%の交付状況となっております。令和2年3月末までの交付実績が1,530枚でありましたので、4月以降の交付実績としましては183枚、1.25%の増という交付状況です。昨年の同時期が0.21%でしたので約6倍という大きな伸び率となっております。

また、既にマイナンバーカードを持参されており、紛失や更新の理由で再交付をされた方の人数につきましては、令和元年度1年間で11人ということでしたけれど、本年4月以降の人数が5人となっております。

なお、マイナンバーカードの受け取りの際に設定している暗証番号なんですけれど、それを忘れてしまった、変更したい、などの理由により再設定をされた件数につきましては、令和元年度が39件となっておりましたが、4月以降につきましては、多くの町民の方から申請がありまして、件数的には既に34件と前年度全体の件数とほぼ同数の申請となっております。

カード普及の取り組みといたしましては、町民の方が来庁され窓口において転入などの住所の変更の届出、各種証明書の申請があった際に勧奨チラシの配布とともにお声がけをさせていただいて、また確定申告、また乳幼児健診、そういった際には各会場で来場された方にチラシを配布するなどして啓発活動を行っているところでございます。

**企画政策課長(臼井君)** マイナンバーカードに係るご質問のうち、マイナポイント制度について お答えをいたします。

国が今年9月から実施を予定しておりますマイナポイント制度につきましては、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業でございます。

制度の概要といたしましては、マイナンバーカードをお持ちの個人がマイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスの中からご自分が使用するキャッシュレス決済サービスを選択して申し込みを行いますと、選択した決済サービスへのチャージ、またはそれを利用した買い物をした際にチャージ額または買い物額の25%、1人当たり上限5千円分のマイナポイントを取得できるといった制度でございます。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントと して取得でき、今年度中に限りご利用いただくことができるというものでございます。

実際のマイナポイントの申し込みは本年7月からとなっておりますが、現在は制度の開始に先立ちマイナポイントの予約を受け付けているという状況でございます。

続いて、申請の状況は、とのご質問でありますが、現在受付を行っている予約の手続は、個人がお持ちのスマートフォンですとか、パソコンなどから直接行うことが可能であるということに加えまして、その状況について国から市町村に対して特段の情報提供がございませんので、町内でどれぐらいの方が手続を行っているかという部分については把握できない状況となってございます。

全国の状況を見ますと、人口約1億2,700万人に対しまして2,100万枚、約16.5%の方にマイナンバーが交付されておりまして、そのうち5月14日時点で42万3,900人の方、マイナンバーカード保有者のうち約2%の方がマイナポイントの予約の手続をされているという状況が公表されているところでございます。

町では、予約の手続ができない方等に対しまして、申請支援として企画政策課窓口にパソコン 端末を用意して手続のサポートを行っておりますが、5月末日現在、役場で設定をされた方につ きましては31人となっている状況でございます。

マイナポイント制度の周知につきましては、国が行っている広報のほか、町のホームページや 広報さかきへの掲載、防災行政無線を通じた放送のほか、町内の公共施設、スーパー、コンビニ エンスストア、金融機関等の窓口にもチラシを配置するなど、積極的な制度の案内を行っている ところでございます。今後につきましても様々な媒体を活用する中で、制度の周知に努めてまい りたいと考えております。

9番 (滝沢君) 担当課よりご答弁いただきました。やはり、マイナンバーカード、この特別定額 給付金の申請に合わせて大分増えてきたなと、国の平均が大体15%ぐらいということですので、11.54%ですか、これからの普及ということは大事だと思うんですが、いずれにしましても このマイナンバーカード、いわゆる紐づけということでいろんな議論をされておるんですが、や はり政府には、そのしっかりとした説明責任、これからどう変わっていくのか、そういう利便性 ということを国民が求めておるということですから、そういう説明をしっかりとしていただきた いと思っております。

一点だけ、ちょっと再質問いたします。この特別定額給付金ですが、申請期限が8月25日とされておりますが、先ほどのご答弁でかなり今、8割ぐらいの方が既に申請ということですけれども、それまでの8月までの間、どのような周知といいますか対応されるのか、それだけちょっと確認させてください。

**総務課長(柳澤君)** 特別定額給付金の申請をまだされていない方への周知ということでございます。

給付金の申請のお知らせにつきましては、全町的には広報さかき、あるいは防災行政無線を活用しました音声、そしてホームページやすぐメールなどの様々な媒体を活用した周知を今後も行ってまいります。また、未申請の方につきましては、個別に文書にて勧奨を行うことも予定をしているところでございます。

9番(滝沢君) 再答弁いただきました。

時間の関係でまとめますけれども、やはりこの新型コロナウイルス感染症、非常に目に見えないものと戦っていくのは非常に困難な状況にあります。第2、第3波に向け懸念する中で、やはり一番はこの財政運営というのが国も含めて県それから当町の場合もそういう厳しい運営が予想されるわけです。感染予防と経済活動の推進と新しいかじ取りが必要になりますが、情勢を勘案する中で施策の展開をお願いしたいと思います。

最後になります。

これまで日本各地で大規模な自然災害が多数発生しております。そのたびに多くの音楽関係者、芸術団体の皆様の支援が復興の力と支えとなり、大きな役割を果たしてまいりました。今回のこのコロナ禍はまさにその皆さんをも直撃し、経営状況も悪化し存続の危機にある交響楽団、劇団もあり、活動再開への道筋は困難な状況で文化・芸術分野が衰退してしまうおそれがあります。

そこで私はお願いしたいのは、このコロナ禍が終息した暁には、ぜひとも優れた芸術家の皆さんを当町にお招きし、町民の皆様と共に芸術の世界を共有できる機会をぜひ開催いただくよう、心から望んでおります。実現のために、これは町長それから教育長に、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長(西沢さん) ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午後 0時16分~再開 午後 1時30分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

次に、13番 中嶋 登君の質問を許します。

**13番(中嶋君)** 議長、大変すみません。マスクのことばっかり気にしていて眼鏡を忘れまして。マスクは、先ほどと違いまして、町長もおやりになっていました、ねずこんのマスクで一般質問をしようと、こういうようなことを考えました。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、町長にもお話し申し上げましたが、ねずこんで頑張っています。それから私思いました、やっぱり、今日、実は、ざっくりですが、私、70回目の一般質問です。それで、こう見たときに、みんなマスクしたというのは初めてです。我々議会の者は当然、みんなマスクしています。何かこれは歴史に残る部分だから、私写真好きだから本当は撮りたいな、なんて思いました。もしよかったら明日にでも、町の広報の彼に頼んで写真なんか撮ったらいいんじゃないかなんて思いましたので、お考えいただければと思います。

それこそ今、一般質問これからやるわけですが、皆さんもご存じのように、私も今言ったように、長年議員やっていますと、例のあの大雪のときにも、大体六、七人の人がここへ登壇しまして、どうするんだとやりました。去年は去年で19号台風でしたかね、あのときもやっぱり七、八人の人がどうするんだと。こんなことばっかりで弱ったなというふうに思っております。そしたらまた今回も、私勘定してみたら、今回、一般質問、議会側から10人登壇させていただくわけでございますが、その中で何と6人がコロナ、コロナと、えらいみたいであります。ただ、でも逆に言うと、やっぱりそれだけ皆さん真剣なんです。町民の、私たちは負託を受けております。真剣なんです。だから、屋上屋のようなことがあってもいいし、壁の上塗りのようなこともあっても私はいいと思っております。みんな心配しとるわけです、どうするんだということで。それから、新聞なんか見ますと、何村でしたかね、何か長野県内ではあったと思うんですが、6人しかいない議員、全員がコロナであります。おら村さ、どうするんだと。同じように、坂城町もそういうことで、既にもう2人でしたかね、午前中やりました。私の後、また3人コロナ問題でやるというような、そんな流れになっておりますが、ひとつ、それだけ町民も、やっぱり心配しとるということの中で、ご答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

だから先ほども言いましたけども、大雪のときもそうだったし、19号もそうでしたし、もっと過去を言えば日赤上山田病院が閉鎖して違うとこになるよと、そのときもやっぱり議会側から大勢の皆さんが、ここで、やっぱり困ったぞというようなことで、いろんな苦労をしながら解決して、今に坂城町は至っているというふうに思うものであります。

私も長い人生を坂城町とともに歩んでまいりました。今思えば、南条小学校へ行っている頃の話でありますが、毎年のように夏になれば赤痢がはやり、クラスの友も赤痢にうつり、当時、東信病院の伝染病赤痢病棟に隔離入院を長い間しており、小学校1年、2年の頃でしたから、父ちゃんや母ちゃんに会えなくて切なかったばいと友もそんなことを言っておりました。つい昨日のような気がするわけでありますが。また、トイレに入ると洗面器の中にはクレゾール溶液が入っており、用を足すと両手を10秒ぐらいつけて、そういうふうにやれと先生に押されまして、それを手つけて、水道でその後は水できれいに洗いました。でも、独特のクレゾールの、鼻につく

あの臭いはいつまでたっても消えませんでした。そうはいっても、あの臭い臭いが赤痢菌を殺しているのでしょう。当時、そんなことを思ったものでありました。

あれから60年、赤痢菌は絶滅したようでありますが、何と、今度は新型コロナウイルス感染症が、何人も言っておるわけでありますが、中国の武漢から始まり、今や世界中に広がっており、日本も、安倍総理が緊急事態宣言を出したときには坂城町町民の多くが騒然となったことは、これは皆さん言うまでもありません。

坂城町も、4月7日には、山村町長を本部長とし、新型コロナウイルス感染対策本部を早速立ち上げるとともに、町民に適切な指示を出していただき、このことに関しては私も敬意を表するものであります。ありがとうございました。

さて、質問に入らさせていただきます。

- 1、新型コロナウイルスについて。
- (イ) 第2波、第3波に備えて。

安倍総理は、5月17日に、39県において緊急事態宣言を解き、さらに25日は首都圏を含めて全面解除を行いました。しかしながら、第2波、第3波の到来も心配されておるわけであります。今後、町の感染防止対策や経済対策のお考え、先ほども大分ご答弁いただいています、さっきも言いました、2回、3回同じ答弁でも構いません。そうは言いましても、役場の職員の皆さんの、この心構え、その辺をお尋ねをいたします。

## (ロ)終息後の対応は。

先ほどのセキュリティーの話ではないですが、近い将来、必ずや収束するときが来ます。その年には町を上げて大きなイベント、例えば、コロナ撃退祭り、名前はどうでもいいんですが、そのような名前をつけて大いに喜んで祭りをしたらどうでしょうかと、こういうふうに思うものであります。そしてなおかつ、町内活性化を込めて、町民全員に1万円の坂城町でしか使えない商品券を出して、町のにぎわいを取り戻したいと私は思うものであります。

以上で町のお考えをお尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

福祉健康課長(伊達君) 1、新型コロナウイルスについて、私からは(イ)第2波、第3波に備えてのうち、感染防止対策についてお答えいたします。

ご質問にございましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては5月25日に全都道府県での緊急事態宣言が解除され、今後段階的に社会活動や経済活動のレベルが引き上げられることとされております。緊急事態宣言は、肺炎など重篤な症例の発生頻度や感染経路が特定できない症例の状況、医療提供体制の状況等から、感染症の蔓延により国民の生命や健康に著しく被害を与える恐れがあり、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと認められる場合に、法律に基づき政府対策本部長から発せられるもので、東京都など首都圏においては49日間、長野県についても29日間、この宣言の下にあったことになります。特に宣言

期間中は、マスクの着用など基本的な感染対策に加え、全国で外出自粛や移動の制限、一部事業者への休業要請等、それぞれの国民や事業者の取り組みに加え、政府においても継続的に水際対策を強化することなど、新規感染者の著しい増加には一定の歯止めをかけられたものと考えております。

一方、世界の感染動向を見ますと、当初はアジアからアメリカ、ヨーロッパへと広がりを見せ、 今は中南米や中東地域、アフリカなどにも拡大している状況で、特に、医療体制が脆弱な地域で の感染拡大が大変懸念されるところでございます。

国内においても一部地域では再び感染の増加が見られ、これに加えて、今後社会経済活動が再開されるに従い、国際的な人の移動による第2波、第3波といったことも当然警戒していかなければならないと考えております。しかしながら、現時点ではワクチンや治療薬での対応が難しい状況でありますので、まずは一人一人が感染防止の対策を取ることが必要になってまいります。

町民の皆様には、これまでもマスクの着用や手指の消毒、換気の徹底、人との間隔の確保、 3密の回避など、様々な感染予防策のお願いをしてまいりましたが、今後もこうした取り組みを 日常のこととして生活の中に取り入れていただけるよう呼びかけを行ってまいります。

町におきましても、これまでに庁舎へのアルコール消毒液の配置や窓口にアクリル板を設置したり、定期的な換気やカウンターの消毒などを行い、職員だけでなく来庁された方に対しましても感染のリスクを低減させる取り組みを実施しております。また、町内の医療機関や福祉施設などには、これまで国内でクラスターが発生していることを踏まえ、ご寄附いただいたものや町の備蓄、県からの提供分などを含め、数回にわたりマスクをお届けしています。町では、これまで数度にわたる補正予算の専決処分をさせていただき、衛生用品や防疫用品等の備蓄品の充足を図るための経費を計上させていただいており、マスクや消毒液、使い捨て手袋、ペーパータオルなどの購入を進めているところですが、今後も感染の第2波、第3波があり得ることを念頭に、これらの備えを充実させてまいりたいと考えているところでございます。

**商工農林課長(竹内君)** 私からは、(イ)の第2波、第3波に備えての質問のうち、町の経済対策と、(ロ)の収束後の対応はについてお答えをいたします。

国の緊急事態宣言が解除され、経済活動も少しずつ動き出してきたところでございます。緊急事態宣言が出されていた間は、外出の自粛要請や一部事業所の休業要請等に伴い、経済活動を低下させてウイルスの感染拡大の防止を図ってきたところでございます。このことで経済も疲弊し、事業運営がままならない状況にある事業者に対しては各種の支援を国や県、町独自としても講じてきたところでございます。一旦感染拡大が落ち着いてきたとはいえ、第2、第3の波が今後到来した場合には、経営が持ち直してきたといたしましても再び悪化する可能性がございます。そうした場合に、これまで実施してきた支援で足りるのか、あるいは別の新たなメニューが必要となるのかを、状況を見ながら迅速に対応し、情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

また、国や県などの関係機関による支援制度などの情報にも注視し、必要なときに必要な支援 策をお使いいただけるように、情報提供や申請時のサポートについて商工会等支援機関とも連携 して行ってまいりたいと考えております。

続きまして、(ロ)の収束後の対応はについてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響により多くの皆さんが待ちわび、楽しみにしていた東京オリンピックやパラリンピック、そして各種国内外の大きな大会及びイベント等が延期となっております。 県内におきましても善光寺の御開帳をはじめ、各地域で行われる夏祭りや花火大会などが延期されており、町内で計画を進めておりました「ばら祭り」や「町民まつり坂城どんどん」など、大勢の皆さんにご参加いただくイベントも感染拡大防止と安全を考慮し、中止とさせていただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症が収束した際のイベントにつきましては、収束の時期がいまだ見通 せないところではございますが、状況を見ながら、より多くの皆さんが集まり、楽しめるイベン トを計画していければと考えております。

今後のアフターコロナの取り組みとしまして、今まで実施してまいりましたお祭りやイベントなどについては、新しい生活様式も踏まえながら規模の拡大や拡充を図ってまいりたいと考えており、また、地域経済の回復や活性化につながるイベントなども関係機関等と検討してまいりたいと考えております。

ご提案をいただきました1万円の商品券の配布でございますが、家計への支援とともに町内の 商業、サービス業などを営む事業所に対する経済効果もあるものと認識しております。実施に当 たりましては慎重な検討が必要と存じます。

今回実施しておりますスランプラリー消費回復応援事業や昨年実施いたしましたプレミアム付商品券事業などは消費喚起による経済対策として取り組んでおりますが、事業所だけではなく、利用される方にとってもキャッシュバックなどのメリットがございますので、今後も状況を見ながら早期に経済回復が図られるよう関係機関とともに検討してまいりたいと存じます。

また、今後も国の経済対策や財政支援も活用する中で、より効率的で効果的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

13番(中嶋君) ただいま、それぞれ課長よりご答弁をいただきました。なかなか、お2人の課長に、今、第2波、第3波、こんなこと絶対あっちゃいけませんが。そうは言いましても、いろんな学者たちの言っているようにあるでしょうね、これは。それを想定して坂城町は、やはり今、心意気をお2人の課長にお尋ねしたら、なかなかよくお考えになっていて、安心できるなと、坂城町の町民でよかったなと、このぐらいに私は今のご答弁を聞いて思ったものであります。

最後に課長も言っていましたけど、私がご提案申し上げました、おぎゃあと生まれた赤ちゃん からじいやん、ばあやんまで、1万円の商品券、全部に渡そうじゃないかと。いろいろ検討する と、そして、ましてやさっきも言ったように、それを上田や千曲市で使うんじゃなくて、坂城町 のお店で、坂城町の食堂で使うと。これはもう最高、一石二鳥、三鳥という、こういうあんばい で、そういうふうに早くなることを願いつつご検討いただけると、こんなふうに私は受け取った わけでございます。

また、先ほども申し上げましたように、私で3人目のコロナ、あと、私の次に3人控えております。そこでいろいろまたお尋ねすることもあると思いますので、私はもうこれ以上、心意気だけ聞きたかったら、あと、こうせい、ああせいということは私はここでは、もう、これ以上言いません。ですから、とっても、町民の皆さん大勢今日はテレビで見ていると思います。みんな、やはり坂城町は大したもんだと、第2波、第3波来たときには、このぐらいの意気込みで町民を守るぞと、こういうご答弁をいただきましたので、それ以上私は何も言いませんので。そうは言いましても、2波、3波来たときには町長を中心にして、ひとつまた、町民の命、守っていただければ幸いかと思いますので、どうかよろしく、職員の皆さん、お願いをしておきたい私は思うものであります。

さて、第2質問に、それでは入らさせていただきます。

今も、見れば皆さんも分かるとおり、町長そして副町長、教育長もSDGsのバッジをつけております。私もつけております。議員の中にも何人かつけておる人もおります。これは、少なからずともSDGsに関心があり、バッジをつけて、いろいろ世の中の人にアピールをするものと私は思っております。これはもう、ある意味立派なことです。これから俺はこういうことをやるぞと、それに町民の皆さんより、それ、何だいと、コロナみたいに丸っちいバッジだけど、何だ、なんて言われたときには、コロナじゃねえ、これはSDGsだと、そのときに、どういうもんだというお話がそこでできれば、これからの時代いいのかなというふうに思うわけでございます。

2といたしまして、SDGsについて。

## (イ) 小中学校への対応は。

世界のリーダーたちにより、2015年9月に国際サミットで採択されたSDGsは17の目標を定めました。そして、世界の、また、未来を変えるため、2030年という年にゴールをと決めたのであります。この17のゴールは、誰一人残さないという考え方に基づいて定められました。言い換えれば、今から作っていく未来で生きていく、全ての時代の全ての人のための目標ということであります。

SDGsのゴールを設定するときのポイントになった点は3つであります。1つは貧困の根絶、経済、社会、社会開発等持続可能な社会、環境保全の両立であります。2として不平等、格差の是正であります。3番として開発途上国だけでなく全ての国に適用されるということであります。持続可能な開発目標(SDGs)に示された17のゴールと169のターゲットは、どれも人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップという5つの要素のいずれか1つ以上に関わり合いを持

っているということであります。

ゴールの2030年には、今の小中学生は大人になっております。SDGsの理念を勉強して、 未来を変える大人になってほしいと思うものであります。そのためにも今のうちからSDGsを しっかり勉強しておくべきかと思うが、今の坂城町の実情をお尋ねいたします。

以上であります。

**町長(山村君)** ただいま中嶋議員さんから2番目の質問としましてSDGsについて、また、小中学校の対応はなどについてご質問をいただきました。

SDGs(Sustainable Development Goals)ということで、持続可能な開発目標と訳していますけど、ちょっと分かりにくい訳だと思います。「みんなでやろう発展目標」とか、何かそんなのが分かりやすいかなと思います。このSDGsは地球規模で直面する様々な問題や課題の解決に向けて、国連に加盟する193の国や地域が達成を目指す2030年に向けた国際目標であり、「誰一人取り残さない」という共通認識の下、先ほどお話のありました17のゴールと169のターゲットとが設定されております。2015年9月の国連で採択されましたので、その15年後には実現しようということで2030年でありましたけども、既に5年たっておりますので、残りあと10年ということになりました。

このSDGsの行動計画といわれる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及し深刻な影響を及ぼす時代となっているとして、世界全体の経済、社会そして環境の3つの側面について調和させながら進める取り組みが必要であるというところであります。最近の新型コロナの面に遭遇しましても、まさにこの精神が大事だなというふうに感じております。

また、国におきましては内閣府にSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針を定める中で、 多様なステークホルダー(利害関係者)が全員参加型で取り組むべきテーマであるとしております。

また、ご案内のように長野県におきましても、SDGs達成に向けての県の5か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」にこうした視点を組み込み、総合的なSDGsの推進を標榜しており、平成 30年には全国に先立ちSDGs達成に合致する取り組みを行う「SDGs未来都市」として選定されたところであります。

そうした状況の中で、当町におきましては、令和3年度からの10年を見据えた町の基本構想を定める第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題やこれに対する施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通じてSDGsを推進してまいりたいと考えており、今年1月には職員を対象に研修会も開催したところであります。

また、ものづくりの町である当町におきましては、町内企業でさらにSDGs推進に向けて取

り組んでいくことがより重要であると考えるところであり、昨年2月に県の太田副知事を講師としてSDGsをテーマに町内企業を対象とした講演会を開催したほか、若手経営者を中心に組織する団体などにおきましてもSDGsについて学び、経営の中に取り入れていくために学習会も開催するなど、企業へのアプローチを進めているところであります。

町内企業におきましては、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策として、植物由来の生分解性プラスチックを使用した素材による成型開発に取り組まれ、現在、製品の製造につなげているところであるともお聞きしております。また、県が行うSDGs推進企業登録制度への登録につきまして、先月、町内企業2社が新たに登録されて、当町の登録企業は3社となったところであります。これ、公表されていますので名前申し上げますと、昭和樹脂さん、寿製薬さん、それから桜井製作所さん、この3社であります。また、それ以外に、登録はしていなくても多くの町内企業で環境対応や環境に配慮した取り組みが行われ、その取り組みや姿勢がホームページ等で発信されております。SDGs達成に向けた取り組みが多くの企業に広がるよう、町といたしましても関係機関等と連絡を図ってまいりたいと考えております。

続いて、町民の皆様への意識喚起、啓発といった面では、地球規模の課題解決に向けた取り組みということで、町民の皆様の中には、ご家庭や個人個人には一見遠い話のように感じられているところもあろうかと思いますが、ふだんの生活の中で行っている食品ロスですとかごみの減量化、省エネに向けた行動などが結果としてSDGsにつながっているということであり、そういったことをお知らせすることでより身近に感じていただけるものと思っております。

今後、広報やホームページを通して、ふだんの消費行動などにおいてもSDGsの達成を促していくなど、意識啓発を図るとともに、身近なテーマをもとにして気軽に学んでいただける講座や講演会の開催などを通して、町全体でSDGs達成に向けて取り組んでいく気運を高めてまいりたいと考えております。

さて、ご質問の、未来を担う子ども達への教育につきましても、大変重要なテーマであると考えております。

この子ども達に対する SDG s についての直接的な学習としましては、学習指導要領の改訂に伴い、中学校 3 年生の社会科で「私たちと国際社会の諸課題」という項目で、国際連合の動きなどについて理解することの一つとして学習しております。

また、改訂された学習指導要領には、誰一人取り残さないとの理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を設定し、持続可能な開発のための取り組みを各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になっている現状を理解できるようにするとともに、国際社会において国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解できるようにすると示されております。

また、SDGsという言葉はなくても、新学習指導要領の全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においてもそれに関連する内容が盛り込まれております。そして、SDGsの達成のためには、持続可能な開発のための教育——これ、ESDと言いますけども——これが学校で浸透されていくことが必要とされております。

当町におきましても、新しい時代を切り開いていく子ども達に持続可能な社会の創り手になってもらうべく、学校におきましてもSDGsを理解し、地球規模の課題を自らの問題として捉え、その解決のために主体的に実践していくことを身につける学習や活動を推進してまいりたいと考えているところであります。

**13番(中嶋君)** ただいま町長にSDGsご答弁いただきました。学校関係だから教育長が答弁すると思ったんだけども、町長、みんなご答弁なされちゃったから、えっと思ったんですけども。坂城町も、この間も新聞に載っておりましたけど、我が町も手を挙げています、やるんだぞと。いいなと思っておりました。それで、今お話があったように町長も、その、今のを推進していかなきゃいけないんだと、この新しい時代ということで。そういうことを考えれば、やっぱり、先ほど私も言いましたけども、小学校の五、六年生から中学生は、大体10年後は大人になっております。そのときに、自分が認識してね、こういうふうにしなきゃいけないんだ、こういう地球をつくっていかなきゃいけないんだ、17項目もあるから、いろんなことがあるわけです。

私もあんまり、にわか勉強のような感じですが、この「SDG s 見るだけノート」であるとか、 またSDGsの20年、30年のようなこと、あと、資料はいっぱい、私、ありますが、こんな 本がありまして、これは今の「見るだけノート」というやつは、ちょっと見ると、これは企業人 が見れば面白いんだと思っています。要は、先ほど町長もおっしゃいました、新しい時代という ことです。じゃあ何だいというと、新しい会社をつくっていかなければいけない、今までの発想 の会社じゃ、もう駄目なんです。駄目と言っちゃうと言い過ぎではありますが、そうでなくて、 これから未来に向けて新しい会社をつくらなきゃいけない、もう、何兆円も転がっているという、 これは話です。坂城町では、私はやはり、町長もおっしゃたように、今、長野県に、その3社の 企業があれしていると、ちょっと少ないとは思っております。もっともっと大勢の企業の社長連 中も勉強せにゃ、わしはいけないと思っています。今までどおりでいいんだよと、今までどおり 親会社から仕事もらってから、そのままやっとけばいいだよと、それ、駄目ですね、この本を読 むと、やっぱり。とんでもない、この、今の歴史の流れが変わってきます。ですから、SDGs をしっかり、会社の社長連中は特に一生懸命勉強して、新しい今の技術なり、新しいものを創生 していかなければいけないというような部分ですから、今、私がここで、それじゃ、おまえ何や れるんだなんつって、こんなものつくりゃ、社長、もうかるわ、なんてことは簡単には申し上げ られませんが、もう勉強していかないと。ついこの間までは、GNPの関係なんか言えば、日本

は世界でアメリカに次いで1番だ、2番だなんて言われておったんですが、今はどのぐらい落ちましたか、えらいことですよ。そういう分を考えれば、我が坂城町は、まさに工業の町であります。これが今までと同じような考えをしていたら、行く行くはとんでもないことになってしまうんではないかという流れであります。

だからこそ、町長が、今、一生懸命にね、企業関係のところも一生懸命やってもらわなきゃい かんよというようなお話もあったわけですし、子ども達にも今の中学3年生ぐらいではもう始め ているんだというようなお話もあったわけですが、この今のもう一つの「2030年までのゴー ル」この本は、教育長に言えば、ああ、あそこの会社か、なんてすぐに思うわけです。日能研で す。これ、学校の本つくっている会社ですよね。この会社がこれは出している。というのは、や っぱり小学校、少なくとも小学校の低学年は1年、2年とは言いませんが、高学年は必ずやると いうことで、どういうことを私言いたいかというと、できればこういうもので学校の先生方が勉 強をして、そういう勉強を教える機会があったら副読本のようなものを自分たちで作ってもいい んですよ。文科省、なかなかこういうことは、文科省、動きづらいんですよね、きっと、何かわ かりませんが。本来、文科省でもってSDGsに取り組んで、日本中の子ども達に教えて、こう いう時代来るよと、こうするんだよということやりゃいいんだけども、なかなか、ああいう官庁 の大きいところは動かない。だから私は、坂城は、もう一度言いますが、工業の町であります。 工業を発展しなければ坂城町はもたない。そういうことを考えれば、やっぱり、少なくとも坂城 町の小学校、特に中学生、町長は3年生ということを言いましたが、私に言わせれば1年生ぐら いのところから、この17項目ぐらいのことを全部、深く教えろと、私、言っているんじゃない んですよ、まあ、こういうもんだというようなことぐらい。17項目、私、深くやっていけとい ったら、とてもじゃないけど終わらん、もう、何百時間子ども達教えなきゃ、1つの項目で、そ んなこと無理ですから、少なからずとも17全部、その、今のページ数でいえば二、三ページで 済むぐらいの部分なんです。そのぐらいのとこをきっちりと教えてあげて、中には、子ども達の ことですからね、あ、面白いな、俺はこんなことやってみてえわと、17項目のうちの。それを その子が追求していって、将来、高校、大学出て、博士になってもらえばいいわけです。それか らはこっちのほうが面白いなというのは一生懸命それを勉強していって、企業を起こしていただ いて、坂城町の社長になって、できれば、それこそ名誉町民の竹内さんの会社のように上場企業 にでもなってもらえれば、こんなすばらしい話はないと。その根っこは何だいというと、このS DGsであるわけであります。これをよく勉強して、これを制したとこが天下を取るんじゃない かと、私はこのように思うものであります。

でございますので、町長にお答えいただきましたが、せっかくの機会でございますので、教育 長にも、できれば私は小学校四、五年生ぐらいから、もう、SDGsを少し、子ども流で構いま せんから教えてあげて、それで中学になったらもう少し17項目をきっちり教えるというような、 そういうことを、副読本みたいなものを坂城町独自のものつくってですね、やっていただければ ありがたいというふうに思うわけです。

私、教育関係あんまり詳しくありませんので、いや、時間ねえだろ、そんなこととか、いろんな問題あるかもしれません。でも、それは知恵を絞れば、人間ね、やっぱり何か生まれるんじゃないかと。町長も一生懸命になってね、SDGsということは、今、お話承れば、本気になっています。ですから、その辺の部分、先ほどのコロナの話と同じような感じで文化課長、教育長、お2人の意気込み、その辺をお尋ねを申し上げたいと思います。

以上であります。

**教育長(清水君)** ただいまは学校教育とそれからSDGsとの関わりについてご指導いただきまして、誠にありがとうございます。

子ども達にとって、やはりSDGsを教育として推進していくことは大変重要だと考えております。先ほどの町長の答弁にもありましたように、これから坂城町としても推進してまいりたいと考えております。

子ども達にとって、やはり単なる知識として終わらせていっても子ども達の身にはつかないだろうと考えます。したがって、まず最初に大事なことは、子ども達が自分たちの問題として夢中になれるかどうか、そこに対して課題を見いだすことができるかどうかということであります。これに関しては、やはり、今子ども達がやっている教育活動の中にはSDGsに関係する事柄がたくさんございます。例えば、人権教育、それから食育、健康教育、防災教育、平和教育、これは全てSDGsとつながっておりまして、ただ、それを意識して活動はしていないということでございます。したがって、これから子ども達にこれを定着させていくためには、今やっている自分たちの活動が実はSDGsのこういうところとつながっているんだという、そういう実感を持たせることが大事かなと思います。そのために、やはり教育指導の仕方を工夫しまして、教師のほうでこのことはこういうこととつながっているというようなことを子ども達にしっかりと意識できるようにさせてまいりたいと思います。

例えば、具体的な例で言いますと、坂城小学校でやっております学有林活動というのは、森と遊び、森に学び、森を守るというテーマで活動をもう50年以上やっております。これもやはり、SDGsでいきますと15番目の目標ですね、そこに深く関わっておりますし、直接的にいうと4番、質の高い教育というとこにも関わっておりますし、従って、そういうようなところを、また子ども達にしっかりと認識してもらって、身近な問題として子ども達がそれを自ら学んでいけるようにしていきたいと思います。

なお、教材、副読本のような関係の本づくりでありますけれども、SDGsについては国連広報センターそれから文科省や外務省など省庁、あるいは教科書会社等から無償で提供されている様々な資料がございます。それは大変カラフルでありますし、ポスターにも使えるようなものが

ございますので、そういうようなものを活用しながら、できるところでやっていければいいかな と思っております。あえてこちらから作って、かえってSDGsと反する内容にしてしまいます といけませんので、まずは取りあえずそういうところから始めていって、徐々に、また様子を見 ながら考えてまいりたいと思います。

以上であります。

13番(中嶋君) 教育長に振っちゃいましたが、ご立派なご答弁きっちりいただきました。

今、教育長にお尋ねすると、もう既に、やっぱりいろんな項目で子ども達にSDGsにつながることを教えているんだと、そんなご答弁があったわけですが、なるほどなと、まさにそのとおりだなというふうに私も思ったわけです。なるほどと、もう始まっているなと。ただ、そういうことは、さっきも教育長もおっしゃっていましたけど、やっぱり子ども達にただやらせているんじゃなくて、SDGsの中にあるようなことをおまえたちやっているんだよと、これは立派なことをやっているんだよと、そこはひとつ付け加えた教育をなされていただければ、言うなれば、さっき私言いましたように、SDGs、まさに大人になったときに大事な部分ですから、十分、私はそのときに埋め込んでおいていただければ、すばらしい教育なされているなと思います。

先ほど言いました、私はできれば本当は副読本みたいなもの、というふうに思っていたんですが、いろいろその、まあ、学校教育のことでありましょうから、文科省の関係からいろいろ、またお役所絡みになってくるといろんな規制があるからね、私はそういうのはあんまり好きじゃないんですが、そういう部分があれば、そうは言ってもその前になれば法律の中でやっていかなければいけないという流れもございましょう。そういうふうな考えでいくと、今言われたように、無償ですばらしいカラー刷りのようなものがあるという、今、教育長ご答弁をいただきましたので、ぜひそれを実践なされてください。

小学生を、場合によっては中学生を精査する中で、これは坂城の子ども達にこのやつを勉強させればいいなと、こんなふうなお考えの中で、ぜひひとつ、教育長を中心に、文化課長あたりも一生懸命フォローしていただいて、また、学校の校長先生たちにもお話をする中で、まさに私も、何度も言ったらいけませんが、町長が一生懸命やるよと言っているんだから、坂城町は。その部分で小学校、中学生の子ども達がやらないなんていうことは、絶対それはあっちゃおかしなことであって、言うなればやってはおるんですが、私、町長の味方を今回はうんとするわけですが、一生懸命、日本で一番ぐらいに学校教育取り組んでいただければありがたいと、こういうことであります。町長、そんなことでよろしいでございますかね。町長も納得していますから、教育長、私も中に入って、あっちからこっちへ、今、お伝え申し上げたわけでございますので、そんなある意味意気込みを込めて、ひとつSDGs、坂城の小学校、中学の子ども達が日本一番になるように、ひとつよろしく教育長にお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

時間もいい時間になってきましたし、今日は2項目にわたってでございましたが、皆さん真剣

に取り組んでいることがよく分かりましたので、これ以上私は質問は終わりとしたいと思います。 さて、最後に恒例でありますので、前段で質問をいたしました新型コロナウイルスが早く収束 することを願い、詠み人知らずの短歌を添えます。いつも、これ、川柳でファンが多くて、今度 は登は何やるだ、なんつってね、水戸黄門みたいに最後のとこだけおまえの一般質問見るわ、な んていう町民が大勢いるわけでございますが、今日はちょっと長めになりますが、詠み人知らず の短歌をご披露させていただきます。

「しばらくは離れて暮らす「コ」と「ロ」と「ナ」つぎ逢ふときは「君」といふ字に」、「しばらくは離れて暮らす「コ」と「ロ」と「ナ」つぎ逢ふときは「君」といふ字に」

以上で私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長(西沢さん) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時17分)